

第 1 1 回 軽米町議会臨時会 令和 2 年度 軽米町一般会計補正予算 審査特別委員会

令和 2 年 7 月 3 1 日 (金)

午前 1 0 時 2 0 分 開 会

議 事 日 程

議案第 1 号 令和 2 年度 軽米町一般会計補正予算 (第 4 号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君					

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	吉岡		靖	君
総務課	企画担当課長	日山	一	則	君
会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長		梅木	勝彦		君
町民生活課	総括課長	松山		篤	君
町民生活課	総合窓口担当課長	橋本	邦子		君
町民生活課	町民生活担当課長	橋場	光雄		君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志		君
健康福祉課	福祉担当課長	内城	良子		君
産業振興課	総括課長	小林		浩	君
産業振興課	商工観光担当課長	畑中	幸夫		君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦		君
地域整備課	環境整備担当課長	江刺家	雅弘		君
再生可能エネルギー推進室長		福田	浩司		君
教育委員会	教育長	菅波	俊美		君
教育委員会	事務局総括次長	大清水	一敬		君
教育委員会	事務局教育総務担当次長	工藤		薫	君
教育委員会	事務局生涯学習担当次長	工藤	祥子		君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君

議 会 事 務 局 主 事 補

小 野 家 佳 祐 君

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大村 税君） それでは、ただいまから令和2年度軽米町一般会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

皆さんの慎重なご審議をお願い申し上げます。

出席者ですが、11人出席ということで定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

（午前10時20分）

○委員長（大村 税君） 議案審議でございますが、本特別委員会に付託されました議案は、議案第1号の1件でございます。

進め方としては、これまでと同じように、審議終了後、執行者の退席を求め、退席後に討論、採決とすることといたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。そのような進め方でまいりたいと、このように思います。

それでは、議案第1号を議題といたします。議案第1号は、令和2年度軽米町一般会計補正予算（第4号）でございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染対策関係の補正が多く、事前の説明資料も提出されておりますので、お目通しの上、質疑あるいはご意見をまとめるようお願い申し上げます。

初めに、歳入は一括して総務課から説明を求め、質疑を行いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 次に、歳出ですが、新型コロナウイルス感染対策関係予算については、一括して総務課長から説明を求め、その後コロナ感染対策以外の部分の説明を各担当者から説明、説明終了後に質疑を受ける形で進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） それでは、このような進め方で委員会を進行してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは……

〔「委員長、議事進行について」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） はい。

○10番（山本幸男君） 事務局の人たちが移動したようだが、説明がどこかであったか。

- 委員長（大村 税君） コロナ対策のあれでそうなのか、事務局がいつもこちらにいるのが傍聴席のほうに席が移ったという、山本委員からの。何か……
- 議会事務局長（小林千鶴子君） 6月定例会からコロナ対策で、私たちそっちにいれば、そっちのほう密集するものですから、前回からこっちにいました。
- 委員長（大村 税君） 事務局長からの説明は以上なのですが、ご理解いただきます。
- 10番（山本幸男君） 前回から。
- 委員長（大村 税君） だったという、私もそう記憶しておりましたけれども、コロナ対策上このような形でということですので、ご理解願いたいと思います。
- 10番（山本幸男君） いや、説明が特段あったと僕は記憶していないから。
- 委員長（大村 税君） ああ、そうか、そうか。この体系は、特別に議員の人たちに事前に説明というか、話合いがなかったもので、どうかなということで、今。
- 議会事務局長（小林千鶴子君） 大変失礼しました。まず、6月定例会からコロナ対策ということで、3密を避けるというふうな形で議場についてもやっておりましたので、すみません、こちらについては報告しておりませんでした。申し訳ありません。
- 委員長（大村 税君） よろしいですか。では、ご理解をいただけたと受け止めます。
-

◎議案第1号の審査

- 委員長（大村 税君） それでは、歳入、提案理由の説明を求めます。
総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） すみません。その前にちょっと休憩をいただいてよろしいでしょうか。
- 委員長（大村 税君） 今申出がございまして、この説明に入る前に、総務課総括課長、吉岡さんより6月の議題の補足説明というか、説明を行いたいという申出がございまして、許します。

午前 10時26分 休憩

午前 10時29分 再開

- 委員長（大村 税君） 再開します。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 申し訳ございませんでした。

それでは、一般会計補正予算（第4号）の歳入について補足の説明をさせていただきます。15款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、1目として総務費国庫補助金9,200万1,000円を計上しております。中身としましては、総務管理費補助金が新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金でありまして8,342万8,000円、あと戸籍住民基本台帳費補助金が社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る補助金で857万3,000円となっております。

あと、6目教育費国庫補助金につきましては、教育費補助金として3,644万7,000円を計上させていただいております。内容としましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金が1,659万4,000円、公立学校情報機器整備費補助金が1,976万3,000円、これはいずれもGIGAスクールに係る補助金でございます。そのほか、学校保健特別対策事業費補助金9万円となっております。これは小中学校におけるマスクの購入等、感染防止対策の経費に対する補助金であります。

16款県支出金、2項県補助金、9目の労働費県補助金は167万5,000円を減額補正させていただいております。これにつきましては、国の緊急雇用助成事業費に上乗せをした形で、町と県がそれぞれ2分の1を上乗せしようというふうな制度でございましたが、国の制度が変わり、その上乗せがもう必要ないというふうなことになりましたので、歳出のほうでも当然減額になるわけですが、その事業を振り替えるというふうなことで、歳入についても減額措置させていただいております。

19款の繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に係る歳入歳出額の差額分をこの基金から調整させていただいたもので、6,434万7,000円を計上させていただいております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○委員長（大村 税君） 歳入の提案理由が終わりました。

冒頭で言えばよかったかと思いますが、質疑あるいは意見等の際は、委員の皆さんはマスクを外しても構わないということで運営委員会で協議が調っておりますが、ただ今回県内にも感染者が3名ほど出たということで、当局のほうからの答弁者は、盛岡のほうに出張した担当課の方々もあるということで、念には念を、注意をするということで、答弁者側はマスクをして説明するというので皆さんにお諮りし、そのような形でいきたいと、このように思いますので、よろしくどうぞお願いします。

それでは、今説明が終わりましたので、質疑を許します。何かございませんか。歳入全般について。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。初めに、新型コロナウイルス感染対策関係予算の提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） それでは、歳出のうち新型コロナウイルス感染症対策関係予算のところについて、私のほうからまとめて説明させていただきます。

資料が新型コロナウイルス感染症対策関係予算の概要というふうなことで、予算書とは別に資料を配布させていただいているところです。予算書のほうと見比べながら御覧いただければと思います。

資料なのですけれども、それぞれ番号を振ってございます。あと、その次が補助・単独事業の別ということで、補助金の場合は「補」、単独事業の場合は「単」というふうに記載しております。その次が、一番上が予算書のページでございます。そして、予算科目。あとその次が、地方創生臨時交付金では国のほうで事業の類型が示されているのですが、当方でこれに当てはまるだろうというふうな、その類似の事業の類型を掲載しております。その下が町としての事業、予定ですが、事業名となっております。真ん中が業務概要でございまして、目的・効果、あるいは事業の対象者、対象施設等と、あとその経費の内容とございます。事業見込額の欄、一番上が総事業費で、点線の下の方には節の部分、「備」とありますが、これは備品とか、あとは「通」とあれば通信運搬費の頭を切ったものというふうにご理解いただければと思います。あと、その右が財源見込みで、国県補助、地方債、臨時交付金、一般財源、あくまで今のところ見込みというふうなことになりますが、当方では見込みで事業費を組み立てているということ。あと、右側が所管課というふうなことで掲載させていただいております。

それでは、最初の事業から説明させていただきます。最初は単独事業になりますが、予算書の5ページに掲載されております。総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策費になります。ここは、役場庁舎に検温装置を設置したいというものでございます。来庁者、あとは職員の感染防止のため、非接触型検温装置を設置したいというものでございます。場所は役場の正面玄関。これは、最大20人ほどの温度を計測しまして、温度が高い人があれば、それをアラートで教え、通知するというふうなものでございます。それが備品購入費になりますが、117万5,000円となっております。

同じく予算書の5ページですが……すみません。さっきのカメラなのですけれども、今回これ以降にもAIサーマルカメラというのが出てきますけれども、今回この機器の整備につきましては、役場だけではなくて、ほかの施設にも必要なときには配置するというので、同じようなものが出てまいります。ただ、全部が同じものではなくて、やはり施設の利用のされ方、利用の仕方の特性を踏まえまして、今庁舎の玄関には20名ほどを計測できるものというふうにはやっておりますが、そうではなくて、一人一人でいいだろうというふうな、これよりは安価なもの、そしてまた今様々なところで使われているようですが、おでこに直接レーザーを当てて検温するタイプ、そういったものがありますが、それを使い分けながらということで計上しております。

2番目は、単独事業で、社会福祉費の社会福祉施設費……大変申し訳ございません。ここ事業名が役場庁舎となっておりませんが、老人福祉センターとなります。申し訳ございません。老人福祉センターの利用者の感染防止のため、ここにもA Iサーマルカメラ一式を配置したいと思っております。これは、20人とかではなくて、1人ずつをカメラの正面に立っていただいて検温するというふうなものでございます。これが一式で34万1,000円。

次が単独事業で、予算書の5ページと6ページにまたがっておりますけれども、子育て世帯支援共通商品券給付事業ということで、子育て世帯の生活支援のため、18歳未満の子供を養育する全世帯に対して、軽米町共通商品券1万円分を一律に給付しようとするものでございます。対象人数については、1,030人ほどを見込んでおります。予算書でいいますと、5ページにはその事業に係る通信運搬費31万8,000円を計上させていただき、6ページにはその実際の商品券の給付分として1,030万円を計上させていただいております。合わせて1,061万8,000円の事業ということになります。

続いて、同じく予算書6ページになりますが、子育て応援臨時給付金事業ということでございます。これにつきましては、特別定額給付金の対象とならない4月28日以降の出生者を対象として、特別定額給付金として1人10万円を給付しようとするものでございます。同学年となる4月28日から令和3年4月1日生まれの児童を想定しております。これにつきましては、予算額を45人程度見込みまして450万円を計上しております。

同じく6ページでございますが、児童福祉施設費のほうになりますけれども、常設保育園の検温装置整備事業ということで、先ほど説明しましたA Iサーマルカメラの簡易型のほうを各施設1台、合わせて3台を整備しようというものでございます。あと、笹渡保育園と軽米幼稚園については、入園者が少ないものですから、人をあてがって、一人一人検温する機器のほうで大丈夫だろうというふうな考え方でございます。

同じく予算書は6ページになります。保健衛生費の予防費、地域企業感染症対策支援事業費補助金でございます。これにつきましては、事業見込額を900万円としておりますが、店舗や事業所等での新しい生活様式に係る感染症対策の推進ということで、対象は町内の店舗や事業所などとしております。中小企業等が実施する消毒液など衛生資材の購入や、先ほど町のほうでも調達したいと考えております検温装置等の購入に対して、上限を5万円として助成したいというものでございます。県のほうにも同様の事業がございまして、1件当たり10万円としておりますが、その県の事業への上乗せも可能とするというふうなことで設計してまいりたいというふうな考えております。対象のほうは、おおむね180件程度というふうなこと

で見込ませていただいております。

同じく6ページ、保健衛生費の環境衛生費でございます。これがかかるまい斎苑の感染予防対策事業ということで、火葬場につきましては、不特定の地域から集まるというふうなことが考えられますので、一定時間は同じ空間で過ごさなければならぬというふうなことを鑑みまして、オゾン発生機能付きの空気清浄機を設置したいというふうなものでございます。これを2台ということで、交換キット等もありますので、需用費として6万9,000円、あと本体として備品で99万円、合わせて105万9,000円の事業費としております。

それとあと、同じく6ページでございますが、労働費、労働諸費、雇用調整助成金等申請費補助金150万円を計上させていただいております。これにつきましては、国において国の雇用調整助成金やら、あとは持続化給付金等の支援制度があるわけなのですが、なかなか個人で簡単に申請することが難しいということで、社会労務士あるいは税理士等に依頼をして手続をされる方もあるようだというふうなことでございまして、そういった経費に対しまして上限を15万円として支援したいというものでございます。おおむね10業者を見込んだ予算額としております。

なお、予算書のほうで新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成金335万円につきましては、先ほど歳入のところでご説明申し上げましたが、国の制度が拡充され、町と県の事業については不要であろうというふうな判断から減額をさせていただくものでございます。

続きまして、予算書の7ページになります。林業費、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米管理運営費でございますが、自然公園等維持管理用乗用草刈り機購入というふうなことでございます。自然公園等施設管理におけるソーシャルディスタンス、一定の距離を確保、あるいは観光客の方がいらしてもあまり不快さが少ない機器による草刈りの実施等にして、観光客の方にストレスを与えないようにしたいというふうな考え等から計上したものでございます。備品として125万7,000円を計上しております。

それと同じく7ページ、商工費、商工業振興費の物産交流館エアコン設置事業でございます。物産交流館の販売スペースのところでございますが、感染症対策として換気の頻度も上げていかなければなりません、現在のエアコンの能力が低い、あと古いということもありまして、なかなか涼しくできないというふうなことで、そういった状況になりますと来客の方も暑いということで、マスクを取ってしまうという、そういうふうなこともありますので、エアコンの冷房のほうの能力を高めたいということで計上させていただいております。エアコン1式として47万3,000円でございます。

同じく7ページの商工費、商工業振興費のプレミアム付き商品券発行事業補助で

ございます。予算書のほうには、軽米町商工会補助金というふうに記載がなっております。これは、既に今までも補正予算でご承認をいただいているプレミアム付き商品券の発行に対する補助でございますが、非常に好評を博しまして、1回目のものも短期間のうちに完売となったということで、町内の経済対策のため第2弾までの予算は承認いただいておりますが、第3弾分として今回予算計上させていただいております。4,450セットで1,000万円の計上しております。

続きまして、同じく7ページになりますが、商工費の同じく商工業振興費、緊急雇用対策支援金でございます。コロナウイルス感染症を要因といたしまして、離職あるいは廃業等余儀なくされた方の雇用機会の確保ということでございまして、そのような方を雇用した事業主さんに対しまして1人当たり10万円を支給したいと。12人分の120万円を計上しているところでございます。

同じく7ページの商工費の観光費、予算書のほうだと印刷費になっているのですが、秋まつり次期開催応援事業といたしまして、印刷費に44万円を計上しております。秋まつりの参加団体の活動の継続、あるいは町民の次年度の開催に寄せる期待といいますか、そういった意識の高揚等を図って、来年度も盛大なイベントになるようにつなげたいというふうなことでございます。B2判のポスター、あるいはA3判等のチラシ、こちらは両面になりますけれども、を印刷しまして、主要な箇所に貼り付けて啓発を図るとともに、全世帯、あるいは在京軽米会等のふるさと会の皆様にも送付して、来年以降たくさんの方からおいでいただきたいというふうなことで作製するものでございます。

予算書の同じく7ページの同じく観光費になりますが、イベント用検温装置整備事業として、先ほども申し上げましたが、AIサーマルカメラ一式を購入させていただきたいというふうに考えております。

同じく予算書7ページ、商工費の地場産業振興費、地産地消のための自動販売機等設置事業ということで、現在もそういうふうな状況なのですが、例えばミル・みるハウスも移動の制限等が解除されてからは非常ににぎわっているようでございます。今後も感染症終息後の地域特産品の販売促進の環境整備を図るというふうなことで、ミル・みるハウス、あるいはミレットパークに特産品専用の自動販売機やらホットショーケース等を購入させていただきたい。備品購入費として335万円を計上しております。

次は、予算書の8ページになりますが、消防費、災害対策費、これが避難所における感染予防対策事業として計上させていただいておりますが、避難所におけるソーシャルディスタンスの確保と感染症予防のためでございます。間仕切りとか、あるいはかるまい斎苑のところでも申し上げましたが、オゾン発生機能付きの空気清浄機等を調達したいということでございます。そのほか、簡易テントとか簡易なべ

ッド、それと非接触温度計、消毒液等というふうなことでございます。需用費として556万9,000円、備品分として802万5,000円で、合わせて1,359万4,000円を計上させていただいております。

同じく8ページになります。教育総務費、教育振興費でございますが、ICT環境整備事業といたしまして436万6,000円を計上させていただいております。これにつきましては補助事業になります。学校における1人1台端末と高速通信回線等の整備による教育ICT環境の充実のために行うもので、町内全ての小中学校を対象として、GIGAスクールサポーターに対して業務を委託するというものでございます。主な内容といたしましては、ICT環境の設計や工事管理、マニュアル等の作成等々となっております。国庫補助が218万3,000円、今のところ想定しておりますのは、その財源の裏には臨時交付金を想定しておりますが、それが合わせまして436万6,000円となるものでございます。

次は、ページをめくっていただきまして、ナンバー18になりますが、ナンバー18のところとナンバー20のところは、これは小学校費、中学校費との違いで、内容としては同じものになります。学校における感染症予防対策として衛生資材等の購入に係る、マスクとか消毒液、防護服、あとはAIのサーマルカメラ、これも簡易型になるのですけれども、とか、あと図書室の図書の除菌機等の購入になるものでございます。これにつきましても補助事業となっております、補助の対象が非常に少ないのですけれども、国庫補助金5万6,000円、交付金を見込んで349万2,000円、合わせて354万8,000円、中学校につきましては142万6,000円の事業費として計上させていただいております。

あと、19番と21番も、これも小学校と中学校の別になるものでございますが、GIGAスクールに係るもので、ICT環境整備事業として、それぞれ端末の整備とか通信ネットワークの実際の工事に係る部分等の経費を計上させていただいております。これもいずれも国庫補助事業となります。小学校は全体5,734万円、中学校は2,640万4,000円の事業費として計上させていただいております。

次が22番になりますけれども、予算書が9ページになります。社会教育費、社会教育総務費、社会教育施設等の感染予防資材、検温装置整備となっております。内容といたしましては、町民体育館等に感染予防資材、機器購入に係る経費で、マスク、消毒液のほか、換気対策用の送風機とか空気清浄機、あるいは社会教育施設につきましても、これにつきましては2通り、20人程度を測れるものと簡易型のものをそれぞれ一式購入したいというものでございます。全体事業費が479万6,000円となっております。

その次、23番、同じく予算書は9ページになりますが、社会教育費、図書館費の書籍クリーンアップ事業でございます。これは、たくさんの人が手で触る書籍の

除菌を行うことによって感染予防対策を図ろうというものでございます。対象は、町立図書館と軽米高校になってございますが、先ほど小中学校の分は小学校費、中学校費のところでは予算計上しておりますが、除菌機の図書館用として大きいものを2台、あとは小さいものを一式購入しまして、これは軽米高校への貸与を想定しているのですが、それらに係る購入経費ということで、303万3,000円の事業費として計上させていただきます。

それと、また次のページになりますが、ナンバー24の社会教育費、同じく図書館費になります。予算書のほうには図書購入費となりますが、図書館パワーアップ事業としまして、不要不急の外出は控えるというような考え方というのは、今後も当面やはり持っていただく必要があるのですが、その在宅における生活充実を図るため、町民図書館の蔵書の充実を図りたいというふうなものでございます。図書の購入費、1,500冊、240万円を計上させていただきます。

その次が10ページになります。保健体育費、学校給食費で、学校給食事業に係る衛生環境の強化事業として、給食センターにおける感染症対策環境の強化のため、消毒保管庫とかトレイ、あるいは保管用食器籠等、合わせて597万3,000円を計上させていただきます。

その次が26番になります。保健体育費、体育施設費、これがB&Gプールにおける感染予防資材の整備事業というふうになります。低学年用プールが非常に狭くて密集してしまうというふうなことから、密集・密接防止のため、B&Gプールの高学年用プールの1コースにプールフロアというふうなものを置いて、浅くして、そこでも低学年の児童が利用できるようにというふうなことで、267万3,000円を計上させていただきます。その枠の下に1億7,266万4,000円と、あと右側には1億6,931万4,000円となってございますが、この違いにつきましては、先ほど雇用調整助成金については335万円を減額するというところで説明申し上げましたけれども、その減額、予算的な部分がこの1億6,931万4,000円になり、減額分も入ったものが1億6,931万4,000円で、左側のほうの額はそれらを見込まない、今回実施したい事業に係る経費としては1億7,266万4,000円になるというふうなものでご理解いただければと思います。

歳出関連は私のほうからで、その他の参考事項として税関係のところのほうを併せて説明いたします。

○委員長（大村 税君） 税務会計課総括課長、梅木君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（梅木勝彦君） それでは、参考事項といたしまして予算は発生しておりませんが、コロナ対策としてご紹介させていただきます。

まず、国民健康保険税の減免についてでございます。新型コロナウイルス感染の影響によりまして、次の要件を満たす世帯は国民健康保険税が減免となります。対象となる方につきましては、①としましてコロナ感染症により世帯主など生計維持者が死亡または重篤な疾病となった場合、②といたしましてコロナ感染症の影響によりまして世帯主などの収入減少が見込まれる世帯が対象となります。要件といたしましては、令和元年度の8期以降の分、それから令和2年度分の国民健康保険税でございます。納期が令和2年2月1日から令和3年3月31日までのものが対象となるものでございます。

次の各号に該当する者が対象となるということになります。1つ目といたしまして、事業収入や給与収入など、収入が前年に比べて30%以上の減少であること。2つ目といたしまして、前年度の所得の合計金額が1,000万円以下であること。それから、収入減少が見込まれる所得以外の前年度の所得の合計額が400万円以下であるということとなります。

減免額についてでございますが、①に該当する世帯、こちらにつきましては全額が免除となります。続いて、②の世帯は、前年度の所得に応じまして金額の部分が設定されておまして、減税が全額から10分の2までの減額が設定されているというふうな内容となっております。これは、減免となりました税につきましては、財政支援といたしまして、令和元年度分についてはその10分の10相当額が特別調整交付金で交付されると。それから、令和2年度分の減免分につきましては10分の6相当額が国民健康保険災害等臨時特例補助金、それから10分の4が特別調整交付金として交付予定ということになっているものでございます。

それから、続いて地方税の徴収猶予の特例ということで、こちらは同じくコロナウイルス感染症によりまして、収入に相当の減収があった場合に徴収を猶予するというものとしての制度が受けられるというものとなっております。こちらは、令和2年2月以降の任意の期間、1か月以上の期間におきまして、収入が20%以上減少して納付が困難な方が対象となります。

対象となる税目につきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来します町県民税、固定資産税、国民健康保険税、法人町民税など全ての税目が対象となるというものでございます。

申請の期限といたしましては、各税目の納期限までとなっているというふうな内容となっております。

以上、税関係につきましてご説明させていただきました。

○委員長（大村 税君） 総務課関係については、今歳出の説明が終わりました。

次に、2款4項戸籍住民基本台帳費の提案理由の説明を求めたいと思いますが、それで……全般でやったほうが、ここで区切ったほう……

〔「今コロナのことばかり説明したから、コロナはコロナで、それ以外はそれ以外で分けたほうがいいんじゃないですか。一緒にやれば分からなくなる」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 意見を求めたいなど。当初は全般説明を受けてから質疑というふうに進行したいなど思っていましたがお諮りして……

〔「款でなく」「款でなく、コロナのことを今全部しゃべって、1億6,000万円ぐらいの分を説明していただいて、残りは2,000万円ぐらいでしょう。これぐらいの差なら、コロナはコロナでやったほうがいいのではないですか」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 委員さんからのご意見がありまして、そのような進め方でよろしいですか。では、このところで区切って質疑を承ります。

〔「休憩にしてください」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 休憩。まだ1時間たっていないから、もうちょっと、これ終わってから休憩取りたいと思います。よろしくお願ひします。

中村委員。

○4番（中村正志君） 確認の部分になるかと思ひますけれども、今コロナの関連の事業費が1億6,900万円ぐらいの歳出の分で、歳入が8,000万円ちょっとという、今国から交付された金額が八千何ぼなのかなと思ひますけれども、財政調整基金のほうから繰り出した歳入を見ているということは、すなわち該当になるかならないかも含めて、今はコロナの中で1億6,000万円ぐらいの事業をやるのだと。その差額の部分は後でまた、第2弾、第3弾の交付税として、コロナの関係の交付として来たら、それに組替えしていくのだというふうな解釈してよろしいのでしょうか。

○委員長（大村 税君） 今の質疑について、総務課総括課長、吉岡君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村委員のご質問にお答えしたいと思います。

中村委員おっしゃるとおり、今回歳入として補正した8,342万8,000円は、第一次分として国のほうから配分を受けたものでございます。おっしゃるとおり、今回8,342万8,000円を大きく超える事業補正額としておりますが、これも中村委員おっしゃるとおり、当方といたしましては今回は一般財源からとして対応させていただきますが、今後第二次、第三次の配分を受けるというふうなこととされておりますので、その配分を受けながら、この今一般財源を充てた分についても、その歳入を充てていくというふうな形を取ってまいりたいというふうな考

えております。もらう分と出す分がぴったりというのはなかなか難しいので、最終的に若干の一般財源は生じる可能性はありますけれども、そこは効率というふうなことも考えながら事業のほうを組み立てていきたいというふうに考えております。

○委員長（大村 税君） あと質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 議事進行のことで、休憩してください。

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

それでは、続けて第4項戸籍住民基本台帳費の提案理由の説明を求めます。

町民生活課総括課長、松山篤君。

〔「すみません。担当課長でいいでしょうか」と
言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 担当課長、橋本君。

○町民生活課総合窓口担当課長（橋本邦子君） 2款総務費、4項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節の委託料の説明をさせていただきます。

今回お願いするシステムの改修は、大きく2つに分かれておりまして、1つは総務省が行う改修で、令和6年度が最終稼働ということなのですが、国外に転出した方のマイナンバーをインターネットを利用して活用できるようにするというふうな改修、最終的に令和6年度にはそういうふうになるのですが、そのために令和2年度から令和5年度まで段階的に改修するわけなのですが、市町村が令和2年度に行う改修として住民基本台帳側が219万4,000円、戸籍のほうのシステム改修が488万4,000円で、戸籍附票システム等改修業務委託料が合わせて707万8,000円となります。

もう一つは、総務省のほうの改修になりまして、これも令和6年度が本格稼働となるわけなのですが、そちらのほうは本籍地でないところで現在戸籍、横書きの戸籍ですね、それが発行できるようになります。情報提供ネットワークを通して、現在戸籍の身分事項等がそれぞれの自治体で確認できるようになります。そのために令和2年から令和5年までの段階的に改修するわけなのですが、令和2年度中に市町村が行うシステムの改修がこの戸籍情報システム改修業務委託料の149万6,000円ということになります。こちらの費用に関しましては、ほぼ100%補助金で入ってきます。

よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○委員長（大村 税君） 以上、説明が終わりました。

続けて、6款1項農業費の提案理由の説明を求めます。

産業振興課商工観光担当課長、畑中君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） 7ページのほうの6款1項農業費の3目農業振興費の説明をさせていただきたいと思います。

予算書には、18節負担金補助及び交付金に60万円お願いしたいということで、内容については軽米町商品開発等促進事業補助金と掲載してございます。この事業につきましては、昨年度から実施しておる新商品開発や既存商品のブラッシュアップ、そして販売促進のための商談会等への参加を促進するということを目的に実施している町の単独事業でございます。今年度5件の100万円の予算で進めておったのですが、応募が多くて、7件の応募がございました。7件の内容を審査した結果としましては、全ての事業を採択してあげたいと町のほうで考えましたので、今回2件分と今後事業申請予定分の1件分、合わせて3件分掛ける20万円の60万円をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 続けて、8款5項住宅費の提案理由について説明を求めます。

地域整備課総括課長、戸田沢光彦君。

○地域整備課総括課長（戸田沢光彦君） ページは8ページになります。8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費でございます。7節の報償費につきまして100万円を増額させていただきたいというものでございます。

内容につきましては、住宅リフォーム奨励事業奨励金でございます。当初予算で100万円いただいておりますけれども、7月13日現在で12件の交付決定、93万5,000円を決定してございます。今後の申請に備えて100万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

続けて、13款1項農林水産業施設災害復旧費の提案理由の説明を求めます。

産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 事前にお手元にお渡ししている資料を御覧ください。管内図でございます。議場でお渡しした資料になります。13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧費といたしまして需用費297万円、これは修繕料でございます。18節負担金補助及び交付金といたしまして100万円。

この内容でございますけれども、位置図のほうに記載しておりますように、農道2路線、あとは水路3か所、頭首工1か所分の修繕を297万円で行うための修繕

料でございます。

また、補助金でございますけれども、現在小規模災害復旧事業費補助金として問合せが3件ほどございます。今回の軽米町において7月11日から12日にかけての豪雨は、激甚指定になっておりませんので、40万円の2分の1の額の補助金、上限額20万円として、現在問合せのある3件プラス2件分、5件分の100万円をお願いするものでございます。

続きまして、2目林業施設災害復旧費でございます。需用費、修繕料といたしまして160万円、これは位置図のほうにも記載しておりますが、林道宮沢線がのり面崩壊を起こしている箇所がございますので、これに充てる修繕料をお願いするものでございます。あと、15節原材料費、砕石代等として30万円、これは林道の沢里線円子側、大久保線及び戸草内線等で路盤の流失等がございますので、原材料費をお願いするものでございます。

農林水産業施設災害復旧につきましては以上でございます。

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

同じく災害復旧費の2項公共土木施設災害復旧費の提案理由の説明をお願いします。

地域整備課環境整備担当課長、江刺家君。

○地域整備課環境整備担当課長（江刺家雅弘君） それでは、1目公共土木施設災害復旧費について説明したいと思います。先ほどの産業振興課と同様に、位置図を資料として添付してございます。

町道としては、この位置図のとおり、8路線の災害復旧事業を予定してございます。8路線のうち4路線はのり面等の決壊等による修繕、そのほかにつきましては横断とか側溝等の埋設土砂の撤去を予定しているものでございます。事業費として需用費が435万円、内訳として消耗品が30万円、燃料費で5万円、修繕料が400万円。

それから、委託料になりますけれども、流木処理委託料ということで33万円、これにつきましては位置図には記載しておりませんでしたけれども、晴山地区の晴山橋の橋の下に流木の大きいやつが3本ぐらい引っかかっているのですけれども、河川については瀬月内川になるのですが、橋の下に引っかかった流木につきましては、橋を占有している関係もありまして道路管理者が撤去してくださいよということになってございますので、木材のほうの業者に委託して撤去してもらいたいと考えておりまして、委託料のほうを計上したものでございます。

それから、13節ですけれども、重機借上料40万円、これは、砂利道の町道等の敷き砂利等につきましては直営の運転手等で施工したいと考えておりまして、これらの重機の借上料として40万円計上したものでございます。

それから、15節原材料費ですけれども、68万2,000円、これにつきましては先ほど説明しました砂利道等における碎石、または切削材等を購入する原材料費でございます。

以上、簡単ですけれども、説明といたします。よろしく申し上げます。

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

以上、今回の提案理由説明が終わったところでお諮りしますが、休憩したいと思います……

午前11時26分 休憩

午前11時28分 再開

○委員長（大村 税君） では、再開します。

質疑の前に資料についての説明を求めます。

担当課長、畑中君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） すみません。私のほうからは緊急支援対策支援金の資料を説明させていただきたいと思っております。

これまで、3、4、5月ということで緊急支援対策事業を実施してきております。これまでの事業の背景というか、コロナ感染症に拡大する経済的な影響を受けている法人及び個人、あと町内の事業者等を対象に3月から5月に特化しまして事業の継続の下支えをするために緊急策として支援金を交付してきております。昨日現在で97件まで来ております。恐らく今日も何件か来るかなというところで、結構頻繁にというか、毎日少しずつ見えていらっしゃるということで、内容については引き続き継続して周知していきたいと思っております。

今回こちらでご説明というか、ご提案をしたいなと思っておりますのは、基本的な制度の中身は同じなのですけれども、6月以降、来年2月までを対象に、その期間内に20%以上の減収した月を含む連続した3か月の売上げ合計額が前年比10万円以上減少している場合に1事業者1回の申請ができるものとして、あと併せて各支援金を受給された方も対象にしていきたいということで考えております。制度の設計的にはこれまでの事業と同じ内容になっております。

以上です。

○委員長（大村 税君） あと説明あれば。

総括課長、小林君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 続きまして、ポスターの資料、皆様方にお渡ししております。役場正面玄関を入った正面に大きなポスター、これとほぼ同じ、表面のほうの大きなポスターを掲示して、歴代のポスターを掲示しております。これは、たまたま福岡プリントがこれまで秋まつりのポスターの作製を行ってきたというこ

とで、福岡プリントのほうから、今年度中止になったのだけれども、うちのほうでデータを持っていると、そのデータを活用して大型判を寄附して、少しでも皆様に楽しんでいただきたいということで、寄附していただいた大型ポスターを1階庁舎玄関のところに掲示してあります。

今回臨時交付金を活用いたしまして小型判のポスターを作製し、あと裏面、これ案でございますが、これまでお祭りに参加していただいている団体及び来年の次期開催に向けて活動していただいている代表者の皆様方から先般集まってお話を伺って、その旨を皆様方にご説明して、裏面に顔写真と、一人一人のコメントを載せますか、全体で載せましょうかというお話をさせていただきまして、コメントはまとめて出しましょうということで、ご了解をいただいて案をつくったものでございます。今回臨時交付金を活用いたしまして、B2判のちょっと大きいものを300枚、あと皆様方にお渡ししているこの案をもっと厚紙にして、このサイズで厚い紙によって印刷5,000枚をしたいと。ご承認いただければ、すぐ発注かけて、印刷をして、お盆前にできれば配布したいなということで、今回補正予算をお願いするものでございます。

ポスターについては、説明は以上でございます。

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

それでは、議案説明をいただいたことに対して款ごとに質疑を承りたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

2款総務費について質疑を受けます。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） この予算、どこで聞いたらいいか分からないので、ちょっと今お聞きしたい。まず、10万円の給付金があったわけですけども、1人当たり10万円給付金。

〔「定額給付金」と言う者あり〕

○3番（江刺家静子君） 1人当たり10万円の給付金、すみません、未申請の方が何人ぐらいあるのでしょうか。それで、これから、もしあったら取組について。

○委員長（大村 税君） 総括課長、松山君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨日現在、未申請の世帯の方は14世帯の14人でございます。内訳といたしましては、辞退者が2名、行方不明の方が3名、連絡先不明の方が1名、連絡は取れましたけれども、未申請の方が6名、その他2名の状況となっております。

その他の2名の方でございますが、外国籍の方で、出国手続はしたものの、受入先の国で入国拒否され、中途半端な状況となっているところでございますけれども、この方は申請は軽米町に該当するというので、そのような状況です。

連絡は取れたけれども、未申請の方6名につきましては、まだ可能性があると思われ、担当課のほうで考えておりました。この6名についてはできるだけ申請していただくように引き続き努力をしてまいりたいというふうに考えておりますし、今14世帯14人の方が未申請ということでございますが、1桁までは何とか申請していただきまして、町内でお金を使っていたいただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

- 委員長（大村 税君） よろしいですか。
- 3番（江刺家静子君） ありがとうございます。
- 委員長（大村 税君） あとございませんか。

山本委員。

- 10番（山本幸男君） この件に関して、今朝の岩手日報の新聞を見ますと、申請期限が各市町村によってそれぞれ異なっているというように私は見ましたが、それはなぜなのか。まず、最終的に申請が受理されてから対応できる日というのはいつなのか、ちょっとご説明いただきたいと思います。

- 委員長（大村 税君） 町民生活課総括課長、松山君。

- 町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまのご質問でございますけれども、各市町村、申請期限が異なっているということで、なぜかということでございます。各市町村とも、独自で申請書発送事務、限られた時間の中で発送することは大変困難な状況でございましたので、ベンダーを経由いたしまして申請書を作って、データ入力していただきまして、発送事業を行ったわけでございます。

軽米町の場合は、そのベンダーはアイシーエスとなりますけれども、アイシーエスとの協議において、最短で5月の中旬頃に申請書が出来上がるということで、全庁を挙げて届いた申請書を封入いたしまして発送したところでございますが、それを逆算いたしますと、軽米町の場合、やはり5月18日が申請受付日ということにせざるを得ない状況でございました。そこから3か月以内というふうに国で決めているところでございましたので、軽米町の場合は5月18日から8月17日までというような期限となっているところでございます。

- 10番（山本幸男君） できるだけ対象の人が受給できればなど、そう考えているわけです。という立場から見れば、最長が31日というところがあって、おらほは17日、それからもっと前の市町村もあるというようなことで、31日までは申請が対応できるというような理解は駄目ですか。

- 委員長（大村 税君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

- 町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまのご質問でございますけれども、31日まではどうかということでございます。国の通達によりまして、申請を3か月以内とすることとされてございますので、軽米町の場合は5月18日から申請受付とい

うことにさせていただいて、要綱等で決めさせていただいてございますので、期限はどうしても8月17日までということになっているところです。

○委員長（大村 税君） あとはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ないと認めて、次に進んでまいります。3款1項、2項について質疑を承ります。ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 体温の計測機器ということで、保育園等に購入することになっているのですけれども、児童クラブというのは出てこなかったのですが、児童クラブはどうなっているのでしょうか。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまのご質問の児童クラブでの体温の計測ということなのですが、今児童クラブでも非接触型のおでこに当ててやるやつで測っておりまして、既に導入は済んでいるということになります。児童クラブについては、まず学校に行ってから来るというのがふだんのあれですので、学校に行く際には体温を測っている、その子たちが来るからまず大丈夫だということなのですが、今のような長期の休業のときには家庭でも体温を測っていただいていますし、児童クラブでもおでこに当てるやつで測っているという対策を取っております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（大村 税君） あとございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 児童福祉費でいいですね。確認ですけれども、4月28日以降に生まれた方にも10万円ずつ給付するというふうな新しい事業を起こされるようですね。けれども、これはあと併せてすこやかベビー祝金もあると思うのですけれども、これを併用しておあげするというのでしょうかということと、あと10万円は現金、すこやかベビーは何か商品券もどうのこうのという話もあったけれども、そのところ確認したいと思います。

○委員長（大村 税君） 町民生活課総合窓口担当課長。

○町民生活課総合窓口担当課長（橋本邦子君） 中村委員の質問にお答えいたします。

子育て応援給付金のほうですけれども、支払いのほうは申請いただいてから口座に振り込むことにしました。それと、今やっているすこやかベビーの部分はそれでよくなって、ほかに給付金を10万円差し上げるということになっています。よろしいでしょうか。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（大村 税君） あとございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） よかったかと、そう思って聞いております。そこで、すこやかベビーの祝金の話だと思っておりましたが、すこやかベビーの祝金は条例の改正を伴うことでないのか。

○町民生活課総合窓口担当課長（橋本邦子君） 今の給付金のことですか。

○10番（山本幸男君） いや、第1子のことではなかったか。第1子の問題。

〔「第1子。いやいや、違います」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） いや、どうも失礼しました。そこをちょっと聞きたかった。関連して質問いたしますが、実はすこやかベビー条例の中で第1子はまず祝金が出ないで、2子以降が出るというような格好になっているわけです。第1子もあげたらいいのではないかとこの提案を町長にしたところ、町長は今回は別なもっと大きいことを考えていますというような、私の印象はそんな話が出まして、その中に出てきたのが、あまりまだ県内でも国内でも話題にならなかった、いずれ4月28日以降生まれた第1子も同じく10万円あげようというようなことの話があつて、久慈、それから方々でもぼつぼつと出て、町長もそれ以降考えたのではないかなと思います。国も交付金の対象にするというようなことになって、多分今は津々浦々に、これはみんな出しているのではないかなと、そう考えます。

そこで、まず私から見れば、発端になったベビー祝金の第1子にもあげたらいいのではないかと。今質問が出たのは、何だか私の喜びは勘違いなようでございますが、町長、いずれ30年前の条例でございますので、条例改正を早い時期にして、対応を考えてみてはどうだろうか、そんなことをまだ私は忘れないで考えていますが、町長は忘れられたかな。失礼な言い方しましたが、いずれ検討すべき事項だと、そう考えますが、いかがですか。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今回祝金ということではなく、コロナ対策ということで、一律4月28日以降生まれた方にも1人10万円を差し上げるというようなことで、これ第1子に当たる方も当然10万円もらえるわけでございますので、そういった環境の中で言えば、やはり今山本委員おっしゃったような、そういう狙いも一部はかなえられるのではないかなというふうな、私は考えでございます。そういうことで、これを実施させていただきたいというふうなことでございます。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 4月28日以降に生まれた方にも、同級生には全部支給すると

というようなことについては、国の交付金の対象になると、したいというような方向でございますので、それはよかったなと思って、まず町も決断して、その申請、いずれ枠組みの中で対応するというようなことはそのとおりということだと思いますが、ただ町内で、祝金条例というのほどこにもあるのではなく、軽米町独自の施策としてあるわけです。そんな面では、1子では出ない、2子以降が出るというのは、ちょっとどこか今の時代には寂しくなったのかなと思いますので、いずれいい機会なので、検討すべき事項だと思いますので、要望しておきます。

○委員長（大村 税君） 要望だけですか。

○10番（山本幸男君） 何かコメントあれば、早いうちにとかという答弁なのであれば、しゃべりたくなければしゃべらなくても。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私は、子育て日本一というふうなことで、子育て世帯のご支援を常々申し上げてきたわけでございますけれども、子育てというのはお産だけではなくて、やはり学校に通わせ、また社会に旅立たせるまで18年、20年、22年かかるわけでございます。そういった環境の中での長期的な展望の中で、やはり継続したご支援を申し上げていかなければならないというふうなことも含めて、そしてまたさらにはそういった子育て世帯がしっかりとした就業をし、家庭を持ち、そしてまた安心して子育てができるような、そういうふうな環境づくりをしていかなければならないものと思ってございます。そういったことで、大局と申しますか、そういった視点の中で子育て支援をしっかりとやってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○10番（山本幸男君） 前向きのような答弁ありがとうございました。子育ての日本一を目指すという町長の方針に賛同したいと思います。

私この間、ラジオで走りながら聞いておりましたら、赤ちゃんに優しい日本一の町づくりを目指すというのがラジオで入ってきて、ああ、そうだなと、そう思って聞いておりました。だから、それぞれが、名前が多少違ってても子育て日本一、赤ちゃんに優しい日本一の町づくりとかというようなことも流しておりましたので、いずれそういう方向であれば、その中の一つにそういう施策、独自のものがあっていいのだと思いますので、頑張ってもらいたい。

○委員長（大村 税君） 答弁は求めますか。

○10番（山本幸男君） いいです。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 細かいことを聞きますけれども、子育て世帯支援事業で18歳未

満の子供を養育する全世帯に一律1万円の商品券をおあげすると。1つは配布方法をどのようにするのか。あと、商品券の期限をどのように考えているのか。もう一つは、多分今日の議会終われば予算執行できると思うのですけれども、これからいつまで、例えばこれから新しく生まれた子供の世帯も出てくると思うのですけれども、そういう世帯も対象になるのか、対象者をどのように区切ろうとしているのか。言っている意味分かりませんか。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、対象者でございますけれども、4月1日時点で18歳未満の児童を持つ世帯に児童1人当たり1万円の商品券を給付したいというものでございますが、今のところ考えているのは、この間の児童手当でも1万円を給付するという事業が国のほうであったわけですが、それと同じように申請なしでこちらから給付を行うという形で、今考えているのは、郵送で1万円分の商品券をもう一斉に対象世帯のほうに人数分を送ろうというふうに考えております。要綱等のほうはこれから考えるということですが、前回の国の児童手当を申請なしで行ったような形で行いたいと。商品券については、予算も通信運搬費のほうで取っておりますが、簡易書留のほうで郵送してやりたいというふうに今のところは考えております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今の答弁だと4月1日現在という言い方していましたがけれども、4月1日現在の世帯だけが対象になるのかなというふうに今受け取ったのですけれども、ちょっとその辺、そうですか。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 今考えているのは、高校3年生までの子供を持つ……

○4番（中村正志君） 新しく生まれる人もいるでしょうというのが。それも18歳未満でしょう。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 4月1日で18歳未満の人で、今現在高校生で4月1日以降に生まれた人にはちょっと……

〔「ゼロ歳にはけないということだべ」と言う者あり〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） はい。ゼロ歳……そうですね、4月1日以降か、もしくは拡大して3月31日までに18歳のところでも基準を、この予算を取るときは4月1日18歳未満の人数で積算したものですので、4月1日のときに高校3年生以下、4月……

〔「上はいいんだよ、1歳以上は。1歳以上は別にいいんだよ。新しく生まれた、新しい家庭を持ったところは除外」と言う者あり〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君）　そうですね。

〔「確認して、ちゃんと午後から答えればいい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君）　中村委員。

○4番（中村正志君）　それでは、意見として。やはり今年の事業であるということであれば、今年の現状に合わせた形での支援というのが必要ではないのかなと。先ほどの特別定額給付金だって、4月28日までの国の予算はそれだけけれども、国から来ているのだけれども、町単独でそれ以降から来年の4月1日まで生まれた子供も対象にするという考え方をするのだったら、このことだって同じ考え方をしているのではないかなというふうに、これからの実施のときにだと思えますけれども、そう思うのですけれども、18歳とこだわっているのは、4月1日以降18歳以上になったらそれには対象外だということを言いたいのかな。まず、そこのところも含めて、では。

○委員長（大村 税君）　健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君）　すみません。答弁を訂正させていただきます。間違いました。基準日は4月1日で、そうなのですが、その後生まれた方についても1万円の商品券はその都度送るということで予算を取っていたものでございました。大変失礼しました。

○委員長（大村 税君）　よろしいですか。

○4番（中村正志君）　はい。

○委員長（大村 税君）　では、今12時なのですが、続けて。では、あとはこの3款に関わること、ございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君）　すみません。ちょっと郵送するということでしたので、何かこの前新聞で郵送してくると……普通の郵便ではなく……

〔「簡易書留」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君）　健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君）　今のご質問にお答えしますが、郵送については簡易書留でちゃんと手渡し、判こをもらうような形で郵送したいというふうに考えております。

○委員長（大村 税君）　お諮りしますが、12時に……中村委員。

○4番（中村正志君）　さっきの答弁漏れで、商品券の期限をどのように考えているか。

- 委員長（大村 税君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 商品券の期限でございますが、いずれ申請を取ってから発行するという形であれば商品券の期限が発行日から半年というふうなことになりますので、それよりは一斉に送って半年間で使っていただくというふうなことで考えております。ただ、新しく生まれた子たちはそこから半年間というふうなことでご理解願いたいと思います。
- 4番（中村正志君） これから6か月という。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） はい。
- 委員長（大村 税君） よろしいですか。
- 4番（中村正志君） はい。
- 委員長（大村 税君） あとないと認めまして、これは区切れないと思うので、3款で区切って、4款から午後1時より再開を考えておりますので、ご協力お願いいたします。
- 休憩いたします。

午後 零時00分 休憩

午後 零時58分 再開

- 委員長（大村 税君） ちょっと時間が早いですけれども、全員おそろいですので、再開いたします。
- 午前中に引き続き、4款衛生費から質疑を認めます。4款衛生費についてございませんか。
- 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 衛生費の対象なのかちょっと分からないのですけれども、町民バスとかコミュニティバスが走っているのですけれども、この前JRバスに乗ったらバスに消毒液が整理券を取るところに置いてあるのですが、バスの衛生関係というのはどういうふうになっていますでしょうか。
- 委員長（大村 税君） 総務課企画担当課長、日山一則君。
- 総務課企画担当課長（日山一則君） 江刺家委員の質問にお答えしたいと思います。
- 町民バスとコミュニティバス等につきましては、特にこちらでということではないのですけれども、どうしてもマスク等不足している事態がございましたので、当町で在庫しているものを配布して対応に当たっているところです。消毒液等につきましては、業者のほうで準備して対応しているというふうになっております。
- 委員長（大村 税君） 以上の説明ですが、よろしいですか。
- 3番（江刺家静子君） ありがとうございます。岩手県内でも感染したということもありまして、多分バスの運転手たちはいつもその日の作業が終われば、バスは洗って

管理していると思うのですけれども、きっと今まで以上にバスの手すりとかやらなければならなくて、仕事が大変かなと思います。その点は本当にご苦労さまだと思いますけれども、そういう物品等についてはぜひとも役場のほうで気を遣って、いろいろ整備していただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（大村 税君） ほかに衛生費についてございませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今回の予算とは直接関係ないとは思いますが、チラシとか、区長配布の中でこれ見たのですけれども、かるまい健康ポイントという、歩いて貯める！かるまい健康ポイントということで、これ明日から実施されるようですけれども、これの中で歩くのとともに、併せて行事に対しての参加が1回参加で500ポイントという、教育委員会との関係もあるのですけれども、町総体のこれからの大会に1回参加すれば500ポイントという。そのほかにも、いきいき百歳体操だとか行事等があるわけですけれども。はっきり言って、町としてこれからの行事といいますか、催し、イベントというほどのものではないと思うのですけれども、スポーツ大会等も含めての方針とか、基準をどのようにお考えになってやられているのかなど。

最近あった放送では、健康福祉課関係等のあれは、介護予防教室だとかというふうなのがあるような話だけれども、ただほかのほうはほとんどが中止になっている状況の中で、その辺の情報がさっぱり入ってこないと、我々町民に対して。ましてや町民総合体育大会の関係だって、やるのだろうか、やらないのだろうか、多分中止だろうというぐらいの、先日町内会の役員会もやったのですけれども、多分みんな中止なのではないかというぐらいに思っているわけです。その辺の情報をもっと的確に入れて、町民に対して情報提供する必要があるのかなど。それでこれを見たときに、ああ、これやるのだろうかという、やるのだろうか、やらないのだろうかというのも思ったわけです。だから、その辺のところはどのようにしているのかが、対策本部等でどのようにその辺話し合われて、町民に対してどのように周知しようとしているのかがちょっと見えてこないのですけれども、その辺どのようにしているものかお伺いしたいと思います。

教育委員会ということだけでなく、町全体として基準をどのように考えているかということ。例として町総体のことを申し上げたけれども、だけではなく、いっぱいあるでしょう。成人式は延期になったという話。敬老会はどうなのだろうかというこれもまた関心の的だけれども、その辺だってもう1か月、2か月先の話でも、ある程度その都度基準を決めて、話し合いは行われているはずだと思うのだけれども、その辺がどのようにしているのかなというふうに。

○委員長（大村 税君） 今の質問について、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、イベント等の開催につきましては、町内の方だけとか、町外からも来るようなイベント等について考えておまして、町内の人だけが集まるようなイベントや行事や地区での集会等については、今は開催の方向で動いております。町外から集まるようなイベント等については、発生状況を見ながら、その都度判断をしていくというふうなことで行っております。

健康ポイントの関係でも、まず体育祭等についても開催の、町内だけ集まるような大会でありますので、予定に入れてポイントをやるということであります。健康ポイントにつきましては、きっかけをつくってほしいというのが第一の理由で、そういったことで始めた事業でございます。

以上です。

○委員長（大村 税君） 以上の説明です。

中村委員。

○4番（中村正志君） それでは、具体的に聞きますけれども、実際今言った町総体、来月軟式野球の日程が組まれているわけですがけれども、ではそれをやるのか、グラウンドゴルフをやるのか、町民体育祭をやるのかとかというふうなもの、今の話だと町内だけだからやるということになるのかな。やるから別に周知しなくてもいいというふうな考え方なのか。ちょっとその辺が、はっきり言ってどうすれば開催できるのかというふうなことを役場でもっと考えて対処すべきではないのかなど。何でもかんでも駄目だではないと思うのです。やはり予防策を、どういうのが、ある程度イメージされて大会等やると思うのですけれども、どうすれば駄目で、そこをどのように要望すればいいか、そうすればできるのだというふうなのをもっと行政主導としてやるべきではないのかなというふうに私は思うわけで、だからその辺のところは非常に消極的過ぎるなというふうなことを感じているのです。今の話だと町内の人たちだとほとんどがやらさっててもいいはずだなというふうに感じるわけですがけれども、その辺のところがいまいち、我々町民に対して何でもかんでも中止だというふうにしか受け取られないような気がするわけです。

私自身もソフトテニスの大会を先週の土日にやりました。200人ぐらいの選手たちが町外からも集まってきました。チェックシートを一人一人から、来た人全部もらって、それを1か月保管しなさいという教育委員会の指導もありました。あと、アルコール消毒だとか、受付でのビニールシート等をやったり、いろいろなことも、一応予防策等も、またテントは2メートル以上離しなさいとか、そういうふうな具体的なことを実際指導もされましたし、我々もやりました。今のところ何もないのですけれども。だから、そういうふうなの、いろんな行事に対してもっと的確に指導をしていく必要があるのかなど。そうすれば、できなくはなく、できるのではな

いかなという。何か町民の人たちは、何もなくて、さっぱり暇で、高齢者の人たちの集まる場もなくてというふうな話も聞こえてきている。だから、どうすればいいのかというふうな考え方がいまいち、ちょっと足りないような気がするのですけれども、その辺のところ、対策本部会議等でその辺の話合いがどのようになっているのか、もしあったらお知らせいただければと思います。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 全く今中村委員から質問があったそれは非常に大事だと思っております。いずれ岩手県でも発生しています。八戸市でも既に発生しているわけでありまして、私は常に軽米町のそういう状況におきましては発生している地域というふうな、同じような考え方では来ております。そういった中でいかに感染を防ぐか。しかし、その中で今感染を防ぎながらも、やはり日常の生活、経済活動も徐々に復活していかなければならない。今行事も含めて、そういう状況にあるというふうに思っております。

ただ、どこで線を引くか、どこでそういった明確な区分といいますか、設けるかというのは、これ非常に難しい話でもございます。そういうこともありますし、またこの今全国的な発生拡大、そういった状況も見ていかなければなりません。そういう中でぎりぎりの判断と申しますか、そういったことはこれからもしていかなければならないと思っておりますし、そこら辺はご理解いただきたいと思っておりますし、またそういった面におきましてもやはり県との連携、指導ということも、また視野に入れていかなければなりませんので、そういったことをご理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 確かに難しい部分だとは思いますが、具体的にもう予定されているものについてはできるのかできないのか。例えば1か月前の判断で、1か月前の時点でやりますよということは、ある程度やっぱりやることに対して周知する時期でないのかなど。今までは、別に黙っていてもやるものだと思っていたのだけれども、ただ今はみんなが何もかにも中止だと思っているものだから、その辺のところを心積もりしてもらうために、1か月前だったら、その後にも何かがあって中止せざるを得ないときは、またその都度連絡しながら、町民へ対する情報提供の場を何らかの形でつくっていただければいいかなというふうに思うわけです。

以上です。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 分かりました。そういう姿勢で臨みたいと思っております。

今成人式、これも私はぜひやりたいというような形の中でずっと進めてまいりましたけれども、昨今の状況でございますので、これは延期とさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、いずれそういった判断、それからまた周知等は、これはきちんとやっていきたいというふうに思っています。

○委員長（大村 税君） よろしいですね。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（大村 税君） あとございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 款と関係なく、今の質問に関連して質問いたしますが、様々な行事が延期になったり、またやることになったり、いろいろなことがあります。成人式もそうです。また、今回、来月の2日に予定しております消防のお祝いについても、一旦止めて、またご案内が来た格好で、参加することにはしました。ただ、今の時世の中で消防団が榮譽を得たということのお祝いを一旦停止して、延期して、またやる理由というのがあったのかなというような疑問を正直持ちます。消防というのは、防災、安心、安全というか、そんな立場でやっているわけでありまして、ほかの行事がどんどんなくなっていく中で、それを復活してというようなことは、よい選択だったのかなというような感情をそのとき私は持ちました。参加することにしておりますので、行ってもいじめないでください。正直考えました。

だから、今中村委員のほうからも出ましたが、様々な行事、まず次にやってくるのは敬老会の関係だけけれども、既にまず8月、9月ですから、それぞれ案内から準備からというような形になりますが、もっと早く、あるいは思い切った見通しを立てながら、その決断をすることではないのかなと。その中で、消防のその選択というのは賢明な選択だったのかなというような感じを正直私は持っていますが、いかがですか、町長。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） これに関しましては、もう少し早く話があったのですが、昨今の事情の中で延期と申しますか、指摘した経緯はございますが、中止というふうなことではなかったと思います。そういうことで、先ほどから申し上げており、やはり拡大防止というか、感染防止を図りながらも、ふだんの生活により戻していくというふうな、私は今そういう時期であるというふうに考えておりますので、祝賀会に関しましては、町内の方々との会合、会合というか、参集者はそうでございますので、いいのかなというふうな判断の下で、こういうふうな開催というふうなことにさせていただきました。ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 一旦延期をするというふうな案内があつて、また再開、お祝い

の会を開きますというご案内ですが、ただその他の行事がどんどん中止、延期という状況の中です。消防団のそのの行事をやる理由というのが、ちょっと理解できないというのが私の正直な考え方でございます。いずれそれぞれ立場もあって、けじめをつけたいとは考えたかと思いますが、適当な判断であったかどうか、疑問を正直私は持っていますが、町長、いかがですか。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） これは消防団に限らず、そういった会合なり集まりに関しましては、町内の方々だけとか、ある程度安全と見られるような状況の中では私はどんどんやっていっていいのではないかなというふうに考えております。そういうことで、消防団だけではなくて、いろいろそういった会合に関しては、徐々に徐々にであります、開催しておるようでございますので、それはそれで私はいいのではないかなというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 町長の考え方は分かります。私はそうでないと考えております。ただ、状況は、二、三日前に岩手県にも感染者が出たという状況でございますので、見通しとすればその方向が正しかったのかなと、そういうふうな感じがする。

そこで、先ほど話、中村委員からも出ましたが、敬老会はどうしますか。今の段階で考え方。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

敬老会の開催につきましては、毎年お祝い者として傘寿の方、米寿の方を招待するのと、あと80歳以上の方を招待する一般の方というふうに分けて招待しておりますけれども、今年に限っては傘寿の方と米寿の方のみご案内をいたしまして、普通のそれ以外の一般の方は案内をしないで開催したいというふうに考えております。ふだん350人くらいの参加者がありますので、そうなると体育館でも密になるということで、今回は米寿と傘寿の対象者の方だけを呼んでお祝いをしたいというふうに考えております。アトラクション等もなく、式典のみの開催としたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） その案内といえますか、一般の80歳以上、去年お祝いしてもらいましたので、には来ないでくださいとご案内しない、どんな方法で周知するのですか。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 例年であれば、80歳以上の人みんなに一般の人とお祝いの人と併せてご案内はして、ご案内のある人だけが参加してもらうような形を取っております。今回は80歳以上の方にはご案内をしませんので、今度出るお知らせ版にそういった内容を、米寿と傘寿の方だけをお呼びして式典のみを行いますということで、お知らせ版のほうで周知を図る予定としております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○10番（山本幸男君） よろしくないども。いいです。

○委員長（大村 税君） あとは質問。ないようですので、次に……

中村委員。

○4番（中村正志君） 予算に関係ないのですけれども、岩手県で今コロナが出たわけですけれども、その中で濃厚接触者の定義というのですか、今回の40代の方の濃厚接触者が11人だから、その方々も今検査しています。これも我々もいつ身の回りにそういう人が出るか分からないので、ちょっと知識として覚えておきたいのですけれども、濃厚接触者の定義というか、多分あると思うのですけれども。

○委員長（大村 税君） 濃厚接触者と普通の……

○4番（中村正志君） 後で何か書いたのを資料提供していただいてもいいのですけれども。

〔「じゃ、そういうふうにさせていただきたいと
思います」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） よろしいですね。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（大村 税君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 関連ですけれども、いろいろコロナに関して、岩手県でもついに感染者が出てしまいました。盛岡、宮古、矢巾ですか。盛岡の場合は、その経緯が分かっていたけれども、宮古の場合は21日、何かご本人は熱があって診療してもらうために行っても、そのときにはうまく診療できなかった、PCR検査もできなかったと。その後また相談して、それでも受け付けなかった。やっぱりそういったのは、私とすればなぜそういうふうな体制が整っていないのかなと。私は今まで見てきて、岩手県にしても、確かに感染者はいませんでした。ただ、達増知事ももうちょっと強いメッセージで、岩手県は出ていないのだよ、何で出ないか、そこをはっきりして、出た場合はこうするよと、そういうことをちゃんと整えているはずだったと思うのです。それでもそういうふうな、現状はそうであったと。そうしたら、例えば軽米でも出ていません。これから先、熱が出たのならどこへ行って、私たち自身も分からない。経験がないから。役場にどこに行ったらよいか相談した

ら、ここに行ってくださいとできるかできないか。やっぱりそういったのをちゃんとやっておかなければ、今聞いたとおり、濃厚接触者、それはどういう部分を基準にしてやっているのかと、そこら辺もまた経験ないから分からないわけですがけれども、そこら辺しっかりと、町長、その辺は軽米町としてこれからどう対応していくか、やっぱり町長としてもそういったことを強いメッセージで町民に話していただいて、そうでなければ、確かにさっきしゃべったとおり、難しいと思います。経済も活性化しなければいけない、自粛もしなければいけない、そういった中でまず…。だから、私は、こういうことを言えば怒られるかもしれませんが、自分もかかる可能性はある、ただかかってはいけない、あとは他人にうつさない、やっぱりそういうことは自分で自覚してやると。そういったのでも出れば仕方がない。そのときには何で出たかということ、原因を追求して、そうやってなくしていかなければならないのではないかなと思いますので、その辺どのように、町長。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 茶屋委員がおっしゃるとおり、私もその体制は県にもしっかりとお願いしておるところでございます。今二戸に関しましては、医師会のほうで管内の中で、発熱外来というものが今できまして、そういった疑いのある方々はこちらに赴けば、きちっと診断していただいて、もしコロナということになれば、それは軽症者、それから入院等の手続は保健所のほうできちっとやる手はずは整っておるはずであります。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○11番（茶屋 隆君） はい。

○委員長（大村 税君） あとは、この件については。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ないものと見て、次に移らせていただきます。5款労働費、労働諸費について、ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ないと認めて、次の6款に行きます。6款農林水産業費、農業費についてございませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 商品開発の関係で60万円予算化されておりますが、3件で60万円、20万円ずつというようなことの提案でございますが、商品開発は物すごく頑張ってやってもらわなければなりません、きちっとしたというか、継続になっている商品開発というのがなかなか出てこない。私から言わせると、さるなしドリンクは継続では長く続いたほうでないかなと、それからヒット商品の一つかなと、そんなことを考えております。

そこで、この申請件数が6件あったとか、それから今は対象になるのは3件とかというようなのがございましたが、具体的には個人か、企業か、それともその内容はこんなのが出ておりますというような、何か説明ができればお願い申し上げます。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、畑中幸夫君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） 山本委員の質問にお答えをしたいと思います。

今申込みのあるというか、予算の中身として予定している事業者等についてですが、町内の事業者が3件です。町外というか、町内。あと野菜生産者、農業者ですね、農業者の方が4件……ごめんなさい。すみません、間違えました。町内事業者は4件です。ちょっと町場から離れているというか、いずれ事業者としては4件。4件、4件の8件を見ております。

〔「中身はどんなのがあるのか」と言う者あり〕

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） 中身ですか。1つは、商品のラベル、それに軽米町という表記をしていただくとか、ラベルを作る、ブラッシュアップの中身の一つにもなっております。それらが例えば今までなかった方、特にも農業者であれば、地元というか、軽米の表記がなかなかされない商品というか、いわゆるカシオペアとか、農協系統とか、いろんな袋とかあるわけなのですけれども、その中には軽米という表記がないということで、やっぱり軽米を打ち出していくことが必要だということを考えられる農業者もいらっしゃって、その方々が取り組んでいただいているというところです。

あとは、事業者については、今回はラベルのブラッシュアップが3件と、あとは新たな商品を作りながらのラベルが1件という形です。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 正直な感想として、ラベル、ステッカーというやつ、なんづきにぺたっと貼って、軽米町というののラベルを貼ったぐらいで商品開発ということになるのであれば、ちょっと寂しいかなと、そんな感じも正直しますし、税金投入、それでいいのかなというような感じもしますが、町長、いかがですか。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 商品開発は、商品そのものもありますけれども、やはりその容器、それからラベル、いろんな総合的な商品の価値を高める方法がございますので、そういった総合的な取組の中でしっかりと支援申し上げながら、そしてよりアピール性のある商品を作っていただければというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） ステッカーとかラベルについては、もちろん軽米町という名前もつくかもしれませんが、そのほかに企業名とか生産者とかというような名前も多分載るのではないかなと思いますので、それらは公表、透明性を明確にして対応したほうがいいのかなど、そう考えますが、いかがですか。ラベルの補助金の割合は満額か。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 3分の2でございます。商品開発と商品自体、包装用紙は上限3分の2の補助で上限額が20万円、あとPR、自家商品等をいろいろな物産展等に行って販売促進を図るための経費の部分については上限額10万円と設定しております。

今年度は、先ほど担当課長が申し上げましたとおり、少し具体的に言えば共同で発売をしていたしょうゆ、これが共同での発売でなく、それぞれ個人で発売しようということになると。それに伴って新たなパッケージ、包装用紙を開発したいという方。また、麺類のパッケージを新たに作りたい、代替わりを契機として新たなパッケージをそれぞれ作っていきたいという方。あとは、これまで全国的にパンケーキを通販等でも売っておられる方で、新たなパンケーキの粉の入る箱、これらを新しいものに替えて、さらなる販売促進を図りたいという方。野菜については、岩手県の地図みたいなものといいますか、岩手県軽米産の野菜なのだよというのを全国に売り出していきたいという方々がそれぞれ4人でグループをつくっていただきまして、全国に発信していきたいという方でございます。たまたま今年はパッケージ関係が多かったということでございますが、昨年等はこの補助金を活用いたしまして新たな麺等を開発した方等もおられます。今年はたまたまパッケージの関係が多かったということでございます。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） まとめてそういうの、いつか資料を出してもらって説明してもらえばいいのかなと思いますので。終わります。

○委員長（大村 税君） 資料要求。あとは農業費。

中村委員。

○4番（中村正志君） 今回の予算には入っていない、さっき説明いただいた事業者等の緊急対策支援金の、案だからまだ決定ではないということなのか。私がお聞きをするには、前に3,500万円予算取ったのが余ったから、ちょっと別な部分に範囲を広げてというふうに受けられるのですけれども、ただそれ以前の人に、5月までの部分の中でもらった人も、その次もまたもらえますよということであれば、何か趣旨が違いませんか。同じ予算の中で果たしてどうなのかなというふうに感じられるわけですが、同じ事業の中でどうなのかなというふうにとちょっと、同じ予

算をそのように拡大して、当初の予算取ったときは350万円という予想でして、実際はもっと、500万円ぐらいあるのだけれども、多分申請できるというのは350万円ぐらいだろうということで3,500万円予算を取ったというふうに私記憶していましたがけれども、それが今現在九十何ぼだと。多分また来ないだろう、これから来ないから、では今度別なほうにこうやって、そういう予算の使い方は果たしてどうなのかなというふうに、新たな予算計上でなくていいのかなというふうにちょっと疑問を感じるのですけれども、その辺いかがでしょうか。だから、申請していない人もいるのかなというふうには考えないのか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今中村委員がおっしゃったとおり、6月の定例会、6月11日の本会議において、補正予算（第3号）を承認していただいた3,500万円でございます。当初の考え方は、3月から、3、4、5月で前年同月比1か月当たり20%以上の収入の減及び3月から5月の合計で前年同期10万円以上になる方について一律10万円を給付しますという事業で始めました。これは、その後、第一次の地方創生臨時交付金の実施計画の中に盛り込んで、国からもその内容について審査をいただいて、実行しているということで許可をいただいている事業でございますが、その内容は、国の地方創生臨時交付金上は収入が減少した事業者、農業者等も含めた事業者を対象として緊急的に給付金を交付しますという中身でご承認いただいておりますので、総務課のほうとも協議して、実施計画には問題がないであろうということから、今回うちのほうでもこの資料、皆様方にあえて資料を提示させていただいて説明申し上げるのは、同じように収入減少した人を対象に、6月から来年の2月までの間になります。もう一度収入が減少している事業者に対して支援すると。趣旨は変わらないと考えましたけれども、実際のところまだ実施はしておりません。要綱等もお知らせ版等にも載せておりませんが、皆様方のご了解、ご説明した上で実行したいと考えているものでございます。

3、4、5月は緊急事態宣言期間中の外出自粛の要請等によりまして、収入減少する中小事業者の方々が非常に多かったということで、この3か月に絞って行ったわけでございますけれども、その後に緊急事態宣言は解除されましたが、引き続きコロナの影響であらゆる皆様方の収入の減少が続いていると、なおかつ現在のように全国的に1,000人を超えるような状況の中で、まだまだ続くであろうということ踏まえて、この事業を継続したいというものでございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 確かに5月までの部分については、対象にならない農家の人たちも結構あるよという話もあつたりしていましたがけれども、これで今度6月からずっと3月までの部分の中で3か月、そのうちの3か月の増減の部分であれしようとし

ているのですけれども、だったら例えば3月から5月までの分を申請した人はいい
と思いますけれども、例えば4月から6月までとか、5月から7月までだとかとい
うふうなのは対象にならないですよ、これでいくと。だから、どうせそこまで延
ばすのだったら、そこまでの幅広さを、逆に言えば、どこの時期でも対象になると
いう、3か月分を、というふうに考えたほうが幅広く町民の方に還元できるのかな
というふうにちょっと今説明を聞いていて思ったわけですから。それは、今6
月からだから、6月以降からの3か月でない駄目だと、その前はその前で終わり。
ただ、二重の支払いも可能だということだから、そういうふうにやったかとは思
うのだけれども、ただ前のやつには申請していなかったけれども、5、6、7月、6
月以前の1か月前から計算すると、うちはそれに当てはまるよというところもない
わけではないのかなというふうにちょっと思ったものですから、もっと幅広い考え
方があってもいいのかなというふうに、案ですからこれからの参考にしていただ
ければと思います。言っている意味分かりますね。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今中村委員がおっしゃった内容についても検討
いたしました。一度使った月、4月、5月も含めての案も検討しましたがけれども、そ
うすれば3、4、5月で1回もらっている方の取扱いであったり、なかなかその考
え方が難しいところもありまして、割り切ったと言えれば言い方が悪いのですが、新
たな6月からということをやってみようということ、担当のほうではそういうふ
うな案を今作成したものでございます。今の件のご意見についても、再度検討の上、
今後進めてまいりたいと考えております。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 私このチラシの意味がよく分からないのですけれども、簡単に
言えば二重の、2回の申請が可能というようなことの説明ですが二重にもらっても、
交付金はいずれ両方とも対象になるという理解をしていいのですかというのが第1点
と、それから50%で10万円か。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 前年の同じ月と比較して20%以上減少している
月があることが1点で、その月を含めた3か月間で合計が10万円以上の減少にな
っている方が対象ということでございます。

○10番（山本幸男君） 後でまた聞きますが、いずれ2回、二重にもらっても差し支え
ないというようなことで……

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 1時46分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

あとありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、農林水産業費に入りたいと思います。6款農林水産業費の林業費かな。林業費についてございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ないと認めまして、7款商工費の1項商工費に行きます。こちらについて。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 観光施設等への自動販売機等設置ということで、ショーケース、ストッカー、冷蔵ショーケースなどを買う備品購入費の予算なのですが、これ産業開発で使う備品だと思います。普通考えると、産業開発に役場では出資金を出しているわけです。そこで営業をしていると。そういう場合は、普通の商売であれば、例えば補助金等もらったとしても、今度はその後の冷蔵庫を買うとか、電気設備が壊れたとかというのであれば、分割払いとかしながら設備等は自分でそろえるのだと思うのですが、この産業開発の場合はこのように100%税金と言えは税金なのですが、こういう経営が当たり前なのでしょうか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） あくまでも株式会社産業開発に買ってあげるというものではございません。たまたま今軽米町の観光施設の指定管理者は株式会社産業開発となっております。この今回お願いする備品は、第三セクターは町のすべき業務を町に代わって、企業のノウハウを発揮して効率的に行う目的が第三セクターであると思います。その中で町の物産品それぞれを、今現在は指定管理者である産業開発が指定管理を受けた施設を活用しながら業務を行っていただいている。あくまで今回買うものは、役場で所有している観光施設の施設備品、それを現在指定管理している産業開発に貸与して業務を行ってもらおうという考えをしております。

この内容なのですが、総務課長のほうからも冒頭で説明していただきましたけれども、交付金を活用して地域の物産等を販売する自動販売機、例えばさるなしジュース、さるなしサイダー、これらを販売する自販機等については交付金の対象になるということで今回、施設の中にはミレットパークのように現在ソーラー館等も建って、最近高校生等も見学に見えられたりしているのですが、その自販機等もないということで、この事業を活用させていただいて、さるなしドリンク等も自由に買って、そこで軽米町のソーラーであったり景観を見ていただきながら、ジュースぐらひは買っていただけるような自販機を設置したいということでございます。

そのほかのミル・みる用の冷凍庫、あとは温めるストッカーですね、これらなの

ですが、これはまさにコロナの関係で自家消費が拡大して、ふるさと納税の関わる物産等がかなり伸びてきております。エゴマ油、蜂蜜、鶏肉もでございますけれども、いろいろ冷やして保管しておいたりするようなものが大変伸びてきている。

また、産業開発が独自にやっている「かるまいさん」、ネット販売も急激に現在伸びてきております。その在庫の保管に苦慮している状況であるということから、今回整備に向けました。

あと、保温するストッカーなのですが、これもまたコロナの影響と考えられますけれども、テークアウト商品がかなり伸びて、ミル・みる産のとり天バーガー、とりの空揚げ、とり天井であったり、レストランを使わないタイプの食事の仕方が、新しい生活様式がやってきているということで、できる限りそういう方々、ニーズ、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供してあげたいということから、施設の備品として整備したいと考えるものでございます。

○委員長（大村 税君） いいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 説明は、そういうシステムになっているということはよく分かりました。ただ、私、店屋に行って、例えば冷蔵庫が5個並んでいると、2つは真っ暗、あまり売れないし、電気ばかりかかるから、こっちはもう使っていませんとかということで、本当に商売している人たちはいろいろ工夫して、まずこういう器具を買う場合もローンで買ったりとか、あとは盛岡辺りに行くと中古の、お店を閉めた後のところから出している中古のストッカーとか、こういうショーケースなども売っているようなのですけれども、産業開発の場合はこういうふうに新品を、これが必要ですねと言え、あと買ってくれるというのが、何か経営努力というか、そういうふうについて考えてしまいます。

ネット販売が伸びているというのは、ほかのお店屋からもちょっと聞いたことがありますけれども、私がこの商品、ちょっと日が当たればまずいのでないかとしゃべって、カーテンつけたらと言ったら、だって予算がありませんと、ポスターでも貼ったらと言っても、何か自分のほうの施設ではないからそういうこともできませんというような話を聞いたりしたので、売上げがどんどん伸びていただければいいのですけれども。システムはよく分かりました。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（大村 税君） あとは。

中村委員。

○4番（中村正志君） 私も、今江刺家委員がお話しした件、ちょっと疑問を感じたのです。指定管理者と町との関係がどのようになればいいのかなという、はっきり言っ

て指定管理を受託しているのは民間の株式会社、営利を目的とした業者ですよ、産業開発。だったら、ほかの民間の企業と同じはずなのだけれども、今回だっている理屈はつくれるとは思っただけだけれども、はっきり言ってそのの売上げを伸ばすための備品ではないのかなというふうに受けられるわけです。それを役場が用意してあげて、それで売上げを伸ばしてくださいよというふうに、確かに赤字続きで、役場から増資している状態ではあるけれども、ちょっと考え方としては指定管理の制度、私自身も勉強しなければならないとは思っただけだけれども、さっきフォリストパークの乗用の草刈り機も同じことかなと。あそこを草刈りなんかをする、施設を管理するために指定管理を受けているのだったら、そのためにわざわざ役場からまた機械を買ってあげて、それで草を刈ってくださいというのは、ちょっといまいち指定管理の制度とちょっと違うような気もしたりしているのです。これ、今日答えは出ないとは思っただけだけれども、そういう疑問を持つ町民もいるということで、ある程度説明できるようにしておいたほうがいいのかという。私もこれから少しは勉強したいとは思いますが、その辺のところでもし何かあったら。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、小林君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 大変難しい問題のところだと思いますが、指定管理の中には機械等の修理費であったり、以前林構事業によって造られたフォリストパークでございます。造った当時は、三セクに指定管理しておりません。役場で管理しておりました。管理用の乗用草刈り機もございましたが、もう20年、30年も前のもので壊れて使えないという状況でございます。その指定管理の中の役場で経費上見ている内容は、草刈りの人件費部分でございます。機械経費の部分は特別算入しておりません。今回ソーシャルディスタンスを確保するための機器の導入、環境整備も国の補助の対象になるということで、使ってくれる方々が少しでも広く芝生の上を歩けるような環境整備の徹底を図りたいということで、今回予算の補正をお願いしたものでございます。役場の担当課としても、その指定管理等の部分の整合性については引き続き私たちが検討してまいりたいと思います。

○委員長（大村 税君） 以上でよろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 関連して質問いたします。産業開発の関係で、ずっと疑問に思っていたことを今中村委員、江刺家委員からもちょうと疑問が出されましたので、重ねて私も踏み込みたいと思います。

産業開発は、今年度の予算で700万円の赤字、800万円の増資が……数字合っているよな。違っているかな。そんな感じで再スタート、それからミル・みるハウスの様々な形を変えてスタートしたいというような形のスタートをしたわけでありませう。

それで、前回の予算の中でも、フォリストパークの関係については、産業開発ではチューリップが咲かないで、コロナの関係で百何ぼの収入が減になったから補正をしてくださいというような形で助成をしました。私は、その時点で、その助成は道理が合うのかな、本来やっぱり産業開発が、また町が出資したという形で様々動くのが当たり前、あるいはその不足分を役場が出すというようなことはどうなのかなという疑問を私は持ちました。それらは、簡単に言えば町長が産業開発の社長をやっていることだったので、その中はスムーズにそっちからこっちへということの感じがして、どうも道理に合わないのかなというような感じを正直思っています。

今回もまずそういう形で、ミル・みる、フォリストパークの関係の疑問の案件も出ましたので、その辺はやっぱりもう少し当局、町長が吟味して、立ち位置について検討してはどうかなと。産業開発の社長は町長でありますので、そこからこっちへというような感じはどうも道理に合わないのではないかと。それらについては、秋まつりが中止になった、そのために各団体の活性化のために町費をもってやっていくのだというようなことも、もちろんこれは交付金の対象になるかもしれませんが、いずれ秋まつりの実行委員会の委員長は町長、どうもそこは違うのではないかなと、もっと負けの部分を克服して頑張るといようなことにならないと活性化になっていかないのではないかなと、そう思ったりしますが、その辺をもう一度お知らせできる部分がありましたら、お願い申し上げたいと。

それから、前に戻りますが、余計にしゃべっているのですが、フォリストパークの関係のチューリップの助成したのなども交付金の対象になりますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） では、併せて答弁願います。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 順番が違うかもしれませんが、チューリップ園の172万2,000円でしたか、5月14日の臨時会で補正させていただいたと記憶しております。これは、地方創生臨時交付金の実施計画の中に盛り込んで、臨時交付金を活用させていただきたいと考えております。

あと、産業開発の部分でございませけれども、あくまでも町として指定管理委託をしている産業開発、また軽米町のブランド商品、いろいろな地域産材、これらも含めて町内外に向けてPRしていただくための業務を行っている。町の活性化のために町が進めようとする活性化の中で産業開発が行っていただいている部分には、委託料であったり、補助金であったり、施設の設備等はある程度必要なのではないかなと思います。軽米町、一般業者と違うということは、自社商品だけを売っているものではないということです。町の全体の地域産材、野菜も売っていますし、青梅、いろいろな果樹であったり、野菜であったり、農家から集めた3,000円

の野菜セットのネット販売であったり、そういうものをやっております。当然株式会社でございますので、会社の収益を上げることも一つの目的ではあるのだと思いますけれども、やっぱり第三セクターという、第一セクター、第二セクター、第三セクターですね、第一セクター、全く行政がやるもの、第二セクター、全くの民間がやるもの、第三セクターは町が本来やるべきことを民間と連携をして取り進める地域の活性化の部分で、必要な部分についての整備はある程度行政が整備してやることも必要だと考えております。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 秋まつりの関係、ついでになのですが、ちょっと質問したいと思います。いずれこのチラシをまくのだと。3万枚だけ。

〔「いや、まだ」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 配布するということになるとと思いますが、この中で各団体に対する補助金があります。軽米八幡宮祭典委員会というのがここにあります。宗教的な団体というか、それはないとは思いますが、紛らわしい言葉が出てくるとそんな感じもすると。例えば名前を替えないと、ちょっとどうだかなというような印象、私見た感じでそう思いました。秋まつりというのは、三社だか五社の関係で町の補助金等も入れるというような、もしかすればそんな感じで秋まつりというようなことになっているかもしれません。その面ではどうだろうか、心配ないかというところをちょっと聞きたいと思います。

それから、5月の臨時会のときも様々議論が出ましたが、この秋まつりは大きいお祭りで、そのほかにそれぞれ地域で頑張っている、例えば小軽米では月山神社の神社といいますか、小軽米の秋まつりがあったり、またそのほか盆の近くには笹渡ではべご祭り、名前をちょっと失念していますが、そんな感じのとか、観音林のほうでは花火のお祭りがあるとか、そのほかそれぞれ盆踊り大会も毎年やっているとかという地域のあれがある。多分こういうのは全て今年はなくなるだろう、開催が困難なことになるのかなというふうな感じを正直私は持っております。それらに対しては、行政は何か支援、アドバイス等の考え方はどうだかなという質問がこの前のときもちょっと出たような感じもしていますが、その後の取組、対応等が分かればお知らせください。2点。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、畑中君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） 第1点目の宗教分離というか、政教分離の部分でございます。確かにその部分については、当方としてもいろいろ懸念する部分もあるのかということで検討はしました。でも、地域行事、当然八幡宮というのは宗教団体ではあるかと思うのですが、地域の団体での活動という部分について

は、これまでもいろいろ最高裁の判例等出ておりますので、それらを考慮すると、最終的には目的的な効果がどこにあるかというところで、それが政治と宗教の問題でなければ問題ないよという考え方があるということもありますので、今回の八幡宮祭典委員会、要はお通りを通ると、そのこの団体でということですので、問題がないものと判断して出しました。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 地域のいろいろなイベント、お祭りというところでございます。

まず、八幡宮例大祭は軽米の神社のお祭り、軽米秋まつりは町民全体、観光協会が主催をする町全体のイベントのお祭りとして捉えております。これは、観光協会が主体となって企画を行う事業でございますので、観光協会の事務局を担って、商工観光のほうで実際担当して行っているわけでございます。

また、もう一つのお祭りとしていたしましては夏祭り、これも軽米町民みんなのお祭りなのかなと考えております。

しかしながら、これらのお祭りにつきましては、以前から商工会を主体としてナニヤドヤラ大会から始まってきたということで、商工会のほうに補助金により業務を委託しているお祭りでございます。これらは、町民みんなのお祭りなのかなという捉え方をしております。

しかしながら、地域のイベント、これらについて、例えば地域の方々がコロナの関係で役場に対して支援してもらいたいこと等があるのであれば、直接役場のほうにご相談していただければ、商工観光のほうでも相談に乗れる部分等についてはお受けしたいと考えます。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 地域として相談したいものがあれば、来て相談したらいいというふうに答弁が聞こえたのですが、そうでないでしょう。やっぱり地域と行政は一体で、いずれ継続性がある中で地域を盛り上げていくというのが原則だと思うので、当然町が軽米秋まつりに目をかけたごとく、その他の地域の住民が頑張っているのにも継続になるように力を貸すのが行政ではないのかと、そう思いますが、町長いかがですか。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） それぞれのお祭りはそれぞれ特徴があって、歴史的な背景、今までの流れ、いろんな形で地域、地域で非常に一生懸命やられて、私は大変いいことだと思っております。

そういった中で、町としては、この地域、地域、そしてまたお祭りの主体であるのはあくまでもやっぱり町民でございますので、そういった方々のいろんな取組、

そういったことを側面的にご支援申し上げるといふような立場であるといふふうに考えております。

ですから、特別軽米のお祭り、中心部だけどうのこうのといふようなことではなく、やはりそれぞれのお祭りに関しては我々もそれなりの関心は持っておるところでございます。そういった中では、これからいろんなもし支援が必要といふようなことであれば、それなりの考え方をしていかなければならないといふふうに思いますが、これはあくまでもその地域、地域、その町民の方々が主体性を持ってやることが一番大事だといふふうに考えておりますので、そういった観点の中で今後はご支援していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） この問題は、秋まつりの支援の対応を議論した5月だったかの議会でも、これと関連して、その他の小さな祭りについても対応したほうがいいのではないかという意見なり質問が出た。だから、私は多分何らかの形でそういう対応が出るのではないかなと考えておりましたので、いずれ今後もしそういうのの対応が必要であればしたほうがいいと私は考えておりますので、検討してみてください。

終わります。

○委員長（大村 税君） よろしいですね。

あとは。

中村委員。

○4番（中村正志君） プレミアム商品券のことで、説明の中で1,000万円をまず今補正するというので、この説明の中には4,450セット分といふふうに書いてありますけれども、単純に1セット1万円だったら、掛ける4,450だったら4,450万円分になるのかなと……

〔「プレミアムなので、掛ける2,000円分でございます」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） プラス分だけの補助をすると。

〔「そうです。それ以外の部分は従来のショッピングカード会の部分。1万円相当額とは従来の商品券」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） それは、では前にもう補助している分と、今は観光協会、前はショッピングカード会、これは商工会だったよね。今は、1,000万円は1,000万円の補正だけれども。ちょっとその辺のイメージ、今完売御礼で4,850セットは完売しました、これからまた追加で販売しますと。あれは果たしていつ予算

上がったべなど、前に予算を起こして、今追加で販売するということですか。

〔「そうです」と言う者あり〕

○4番（中村正志君） その辺ちょっと、時系列的な部分をちょっと教えていただけますか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 2,000万円、当初480万円を予算を取っていて、1,520万円ですか、を5月14日の臨時議会で補正させていただきました。しかしながら、地方創生臨時交付金で当初の予算に関わるものについては交付金を活用できないということで、6月の定例会に再度480万円を補正させていただいて合計2,000万円、この2,000万円の内訳としては、8,850セットのプレミアム、1セット12枚で1万2,000円分使えるうちの2枚分がプレミアム分でございますので、1セット2,000円分が補正予算額の2,000万円のうちの2,000円分が補助金相当、1セットの補助金部分でございます。

通常考えれば1万セットなわけですが、その印刷費、商品券を印刷する印刷会社にお問い合わせの経費、折り込みチラシ、その他のチラシ、宣伝費、あとは軽米町のショッピングカード会の引換え事務手数料分を差し引いて、2,000円で8,850セット販売すると。

当初6月24日に4,850セットを発売した。7月8日に全て完売しております。当初の補正、既に予算を取っている2,000万円のうちの残りのセット数は4,000セットでございます。それを予想以上早く売り上げて、土日を挟んで2週間程度で4,850セットが完売したと。至急印刷をして4,000セットを同じ期間で追加販売をお願いしました。というのは、売り切れた後も問合せが殺到して、もし次の商品券があるのであれば早く発行していただきたいという問合せが商工会のほうに殺到したようでございます。町のほうで相談を受けまして、すぐ印刷をかけて、4,000セット、残っている分について販売をお願いしたものでございます。当初は、お正月商戦頃を見込んで、来年3月31日までに残りの4,000セットを販売したいと考えておりましたけれども、そのようになり人気があるということで、当初というか、2,000万円の補助金、承認いただいている部分がもうなくなるということで、新たに4,450セット分の1,000万円の補正をお願いするものでございます。

ちなみに、28日から4,000セットを発売開始しておりますが、3日間で約800セット以上が売れているということで、この4,000セットもお盆前にもしかすれば売り切れて、なくなってしまうのかなという状況でございます。

以上です。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番(中村正志君) 私の勘違いもあったようですけれども。それで、今聞きましたら、追加販売を追加で印刷したというお話がありました。それでも有効期限は6月24日から6か月だったのでしょ。う。というの、1か月遅れで買った人は6か月でなく、有効期限が5か月しかない商品券ということですよ。その辺はなんとかた年前に使わせるということなのですかね。だから、商品券は6か月であれば、発売したときから6か月が普通なのかなと思って、追加で印刷したのだったら、日にちが直せるはずだったのでしょけれども、これはなぜなのかなというふうに思うわけですけれども。

○委員長(大村 税君) 産業振興課商工観光担当課長、畑中君。

○産業振興課商工観光担当課長(畑中幸夫君) 中村委員のご質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるところは、7月に出したのは7月の発行日というのがという話は、うちのほうでもお願いをする段にもいろいろ商工会のほうと協議をしたところでございます。

今回発行するものについては、こうしていただきたいというか、商工会の意向もあつてのことなのですが、あくまで今回は1回目の発行の内数としてというか、ものとして、新たな発行の意味のものではなくて、1回目の確保分の不足分として追加発行していきたいのだという部分でございました。

その理由はというところでございます。6月発行分については、12月が期限になります。7月のものが例えば仮に追加で発行日を変えたとすれば、1月の期限になります。12月にもさらに発行したとすると、仮にですが、これから発行するとすれば3月の期限ということで、同じ期限のものが非常に混在するというのが1つと、併せて重なる期間ができれば本当は重ならないほうがいいのだよという話でこれまでの経験上はあるのだけれども、どうしても重なる期間があるので、なるだけその重なる期間を短くしたいというところで、それは事務局の管理としては当然問題がある部分はあるのですが、事業者とか利用者も逆に煩雑になるのだよという部分のご指摘もいただいたところでございます。

あと、色分けなどもしてやってみたらどうだろうということもいろいろ提案したりして話をしたのですが、既にプレミアム分と一般の商品券については色分けをしているという中身が、色分けがされておりまして、それをさらに色分けとかしてやると、私たちも分かりづらくけれども、使う人も分かりづらくのではないかという話もされまして、やっぱり今回は一本化してやったほうが逆に、事務局というか、商工会もそうなのですが、利用者のほうも利便性的にも、確かに1か月短いという部分なのですが、その部分については十分周知をして、今のところ苦情もないというお話ではございましたので、そういったことから総合的に考えるとやっぱりやむ

を得ないのかなというところで進めていただいたところです。

○委員長（大村 税君） あとはございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ないと認めまして、お諮りしますが10分間休憩して……

〔「休憩しないで終わらせたほうがよい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） どうですか。休憩取らなくてもいいのであれば。

〔「休憩なしで進めてください」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なくてよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

それでは、8款土木費の5項住宅費について質疑を。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 8款土木費についてはなしということで、次の9款消防費、1項消防費について。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 先日の雨、豪雨のときにサイレンが朝鳴りました。多分ダムの水がオーバーで、越えているというサイレンだったかと思うのですが、その前の放送はちょっと聞こえなかったもので、いつまでもサイレンが鳴っているなと思いました。前にもちょっと聞いたことがあるのですが、そのサイレンは、ダムのサイレンだったとして、ダムの管理は県でやっているということで、役場ではないですよというような回答だったのですが、多分役場にもあのサイレンは何だという問合せの電話はたくさんあったかと思えます。鳴り終わった後からでもいいので、役場として川の水が増えているとか、気をつけてくださいというような放送をしてほしいなと思いました。さっきのサイレンは何かですと、こういうサイレンでしたとか、何回も電話が来たと思うので、防災無線というのはそういう役割なのではないのかという声も私のほうにも何人かから寄せられましたので、そのことをお伺いします。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 12日ですか、記憶としては11時頃だったのかなと記憶しておりますが、雪谷川防災ダムは県の施設で、町が管理を委託受けておるもので、産業振興課のほうの農政企画のほうで管理をしております。当日鳴ったサイレンは、防災行政無線ではございません。ダム管理用の放送設備及びサイレンが鳴っております。越流見込み15分前から、小軽米から順次4か所、5か所でしたか、その放送をしながら越流をしますよという形でサイレンと放送と、だんだん下流のほうに順次放送がしてくる装置、これも県が作った装置で、役場のほうでは

その操作をする。その越流の時間を見込んで、おおむね15分ぐらい前から、上流から下流の横井内まで順次放送、サイレンを鳴らすということになっているものですが、当日朝から夕方までおりましたけれども、そのサイレンに関わる問合せ等はございませんでした、うちのほうには。

もう一点なのですが、本当に緊急に越流するような大雨のときは鳴らすと、そうでないときは放送だけにするということをおとしあたりまでやってきました。緊急時は本当にサイレンも一緒に鳴らすと。ただ、この議会の特別委員会の中で、この件については鳴らすべきではないのかという意見がございまして、県と相談をして、住民の方々、住民を代表する議会の特別委員会の中でそういう意見等が出されたのであれば、マニュアルに沿って全て鳴らすことにしましょうということにしてから今回が初めてのサイレンであったと思います。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私も電話をした一人なのですが、私がなぜ電話をしたかという、サイレンではなくて、雪谷川の水が増水して、坊里沢川の水が雪谷川に流れ込めないというか、そういうことで水位が随分上がってきて、防災センターの辺りの向こうの小さい川があふれそうになっていたの、見ているかとは思いますが、こっちもあふれそうですよというので電話をしました。日直の人から、いろいろ電話行くでしようと言ったら、いや、あのサイレンは何だったべというのは結構来ましたということだったので、こちらには来なかったかもしれません。では、サイレンの話はこれで終わります。

次の質問です。ここに避難所用の備品とか消耗品をいっぱい買うようですけども、多分これは、20年前の災害のときもいろいろ防災用の物品があそこの防災センターの入り口のところにいっぱい積まれていたのですけれども、10年ぐらいたってからだんだんにちらちらとなくなって、今は玄関には何も無いのですが、管理とか、いざというとき使えるようにということなので、管理というか、それは本当に大事だと思うのですが、どのようになっているのか。

○委員長（大村 税君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

○町民生活課総括課長（松山 篤君） 避難所用の管理についてのお尋ねだと思います。

9款の消防費ではございますけれども、町災害対策本部の事務分掌上、避難所の管理運営は厚生部衛生班であります町民生活課の所管となっておりまして、消防費の災害対策費のほうで町民生活課で予算要求をさせていただいたものでございます。

まず、今回の需用費、備品購入費につきましては、新型コロナウイルスの拡大に伴いまして、避難所を開設した場合、避難された方々にはこれまでは主に毛布の支

給等にとどめてきたわけでございますけれども、県や国のコロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のガイドライン等が出ておりまして、それを踏まえた備品等、消耗品等の購入が必要となったことから、今回需用費、備品購入費の予算をお願いするものでございます。

管理につきましては、これまでは蓮台野にある防災倉庫等を中心として毛布等の備蓄をしてきたわけでございますけれども、今後は今回購入する品物等は結構な量でございますので、旧晴高小学校の1階教室の一角を活用させていただきまして、そこで一体的に総務課の防災部分と町民生活課、その他の部分で管理を図っていきたいというふうに考えております。

概要としては以上のような概要となります。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（大村 税君） あとはないですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ないと認めまして、10款教育費、1項教育総務費についてございませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） これは、小中学校で多分オンライン授業などに備えていろんな設備を整えるのだと思います。今学校の先生方は、コロナ関係で通常よりも仕事が増えて大変だと思います。また、新しく電子黒板も購入したり、こういう新しい授業の仕方を取り入れるということで、研修なんかも行くと思うのですが、質問の1つは、それに当たって、まず職員数というか、ちょっと人員増が必要ではないかということです。先生でなくても、そういう事務的なこととか細かい仕事、補助的な人でも、人員増が必要ではないかということと、もう一つはタブレットなどを使って授業をした場合に、これは学校で使うタブレットだと思うのですが、家庭の負担というのはないのかお伺いします。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） お答えいたします。

職員については、増の部分でということでございますが、当面機器の整備を最初進めて、そしてその機器のセットアップと、それから動かす部分について委託という形で、サポーターの委託ということで、職員から研修をしていただくということで今のところは考えております。まず、機器のほうを先に整備して、それからもし必要があって段階的ということであれば、そういった指導いただく方、そのサポーターという方を検討するということになりますが、当初の部分につきましては、今のところセットアップと併せてサポーターについては委託をして、教員のほうか

ら研修をしていただくというような順序で進めたいと思っております。

それから、2つ目のタブレット購入の部分につきましては、小学校、中学校全ての児童生徒にタブレット購入ということでお渡しをする形にしております。それで、そのほかにモバイルWi-Fiのルーター等も整備をするということで考えております。こちらのほうは貸出し用ということで、学校から家庭のほうに持って行って、そして活用するというような場合に使える形で、それも含めて整備をするということにしております。今のところ家庭に対して特にこれこれの支出をお願いするというふうな予定は考えてございません。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

○3番（江刺家静子君） はい。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） では、現時点でのお伺いをします。先ほどの話と関連しますけれども、行事のことで。

まず1つは、今後の総合体育大会の関係、軟式野球、グラウンドゴルフ、体育祭等の開催は、現時点ではどのようにお考えになっているのか、1つ。

もう一つが、軽米中学校のほうで修学旅行をまだやっていないという、9月に予定していると言うのですけれども、何か岩手県内でも感染が出たとかで不安を持っている父兄も出てきたようなあれですけれども、現時点では教育委員会としてはどのように指導を行っているのか。

この2点お願いします。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 体育事業のことにつきまして、町総体を含めてでございますが、県内というか、町内の先ほど本部会議の部分でということでのちょっとした考え方のところで、町総体につきましては町内の人たちということで、極力やる方向で考えて進めていきたいと思っております。

それで、パークゴルフにつきましては、協会のほうと相談をした段階で、前回もお話ししたかと思いますが、ちょっと対応できないということで中止という形を取りました。

野球につきましては、野球、これから出てくるわけなのですけれども、各チームの代表者に対して参加の有無というアンケートとか、そういったところをやりながら、そして開催が可能なのかどうなのかということ进行调查しながら進めていくようにしております。野球につきましても、本日監督会議ということでやる予定にはなっておりますが、やはり今までは進める形でやって、ただ町総体として数がそろわなかったりという部分が出てくれば、町総体としてはちょっとできないかもわかりませんが、準備をしているところでは交流大会を考えると、代替の形だと

か、そういったのも考慮しながら、できるだけ開催をしたいということで、何せ教育委員会だけがやるわけではなくて、いろんな関係団体、各チームの皆さん、それからあとは競技の団体の方からも指導をいただきながら開催をしておりますので、そのとき、そのときの状況で判断をさせていただきながらということになってきますので、どうしても判断がぎりぎりになってくる部分もあろうかと思えます。

どこのイベントにつきましても、早まって中止というのが出てくるところなのですが、町総体等のスポーツ大会については、先ほどのとおり町内の人たちが対象者ということでございますので、極力やる方向でここは考えて、できる範囲でいろんなやり方を考えながら進めていきたいと思っております。

いずれそういった形でありますが、県内の発生状況等、そういったのが今からどんどん伸びてくると思えますので、そういったところは状況を見ながら、またご相談させていただきながら進めていくということになります。

そして、修学旅行の件につきましては、5月に開催予定でございましたけれども、9月に進めるということで今のところ、先週ぐらいのところではそんな話で進んでおりました。ただ、県内で1泊でとか、そういったイメージで、あまり遠くに行かないでということやる予定で準備を進めていたところですが、今のところそういった形だったのですが、昨日、今日の状況になって、またちょっと検討させていただいて、相談しながら、各学校とも相談して進めていくというような状況でございます。

○委員長（大村 税君） いいですか。

○4番（中村正志君） はい。

○委員長（大村 税君） あとありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） プールのことなのですけれども、学校でプールを、小学校、中学校でB & Gのプールを使っているようなのですが、そのときにあそこのシャッターが閉まっているので、先生が体育館に行って鍵を借りてきて、また返しに行くという形になっているのかなと思いました。いろんな機器の使い方とか、水がどうだとかということもあって、やっぱりプールを管理する人が学校で使う場合もいたほうがいいのではないかなと思いました。子供が何か、先生が早く来なさい、早く来なさいと言っても、先生、水がどうかこうとかですとかと言っていたので、いなくてもいいのか、私はいたほうがいいのではないかなと思いました。

あと、もう一つお伺いします。子供の遊び場のことで、何回も議会でも質問が出ているのですが、学校の施設の開放という軽米町の学校施設の開放に関する規則というものの中に、遊び場開放ということで、学校を開放するというのがあります。それだと何日の何時間開放するとか公表するというのになっていきますけれども、取

りあえず夏休みがもう始まっているのですけれども、この子供の遊び場として学校のちょうど鉄棒とかブランコがある辺りを開放するということはできないものでしょうか、伺います。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） プールの利用についてでございます。授業の際には、先ほどのお話ですと鍵を取りに来てとかという部分でございます。基本的には、その管理の者が行って開けるということでやっております。その時間差のところで早く来て、開けてとかというところがある部分もあろうかと思えます。ちょっとその辺は再度確認をして、きちっとこちらのほうで開け閉め管理等について徹底をさせるというふうな形で進めたいと思えます。

それからあと、遊び場の部分で、小学校の遊具の話ですけれども、学校開放の部分につきましては基本的には校庭も含めて学校の校舎も全て教育委員会が窓口になって、そして学校のほうに相談をして、場所が空いていれば、そこを貸していただくということで、学校の都合もありますので、こちらを確認して使わせてもらうというような形を取っております。それについては、団体だとか、それからスポーツ少年団だとか、そういった部分の考え方ということになります。

今お話しされた遊具として親子で遊びに来るとか、そういった部分のところは、申請とかそういった部分については特に必要ないものと考えます。親の責任で、その部分について、散歩のついでにという部分のところについては、特に規制をするようなものではないと思えます。ただ、平日ですと部活といいますか、各小学校においてはスポ少だとか、それからあとほかの園児の人たちもおりますので、そういった人たちのすみ分けというか、そういったのがしっかり取れるような感覚であれば、自由に使ってよろしいのかというようなところはこちらでは考えておりません。

○委員長（大村 税君） よろしいですか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。昨日夕方行ったら、サッカー部の子たちが練習していました。こっちがずっと鉄棒とか空いているので、連れていった親の責任で、その辺で鉄棒にぶら下がるぐらいは自由ですよということで、入ってきて遊んでもいいということかなと受け取りました。ありがとうございます。

○委員長（大村 税君） あとございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なければ、次に進みたいと思えます。13款災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、あと災害復旧費の2項公共土木施設災害復旧費、これを一括して質疑を承ります。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なしと認めて、ここで2款から13款まで質疑が終わりました。
ありがとうございます。

詳細説明ということで、健康福祉課より資料、皆さんのお手元にありますが、このことについて健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 先ほど中村委員のほうから、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の定義ということで、どういうことなのだということでお話がありましたので、ホームページから取った濃厚接触者の新しい定義ということで持ってきましたので、読み上げて説明をしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症濃厚接触者の定義が更新されましたということです。新しい定義は、患者、確定した陽性者ということですが、の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者ということです。

それで、感染可能期間とはですが、コロナウイルス感染症を疑う症状が出た2日前から隔離開始までの期間ということだそうです。その間に、患者と同居あるいは長時間の接触があった者、あとは適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた者、もう一つが患者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者、次にその他ということで、手で触れることのできる距離で、これが1メートルくらいを目安ということですが、必要な感染予防策なしで患者と15分以上の接触があった者、こういった4つの例にあるような人を濃厚接触者として定義しているようでございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 説明でよろしいですね。

〔「これ以上ないでしょう」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。

◎総括質疑

○委員長（大村 税君） それでは、総括質疑、全体的な質疑を認めます。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑漏れないものと認めまして、質疑を終了いたします。

これからまとめに入りたいと思いますので、当局の方は退席願います。

長時間にわたっての議論ありがとうございました。

〔当局退席〕

◎議案第1号の討論、採決

○委員長（大村 税君） まとめに入りたいと、このように思います。
討論ございませんか。反対討論、賛成討論。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 一括全会一致で可としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございました。

それでは、今回のこの議案については、全会一致で可とするということで報告したいと思いますので、よろしいですね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○委員長（大村 税君） 会議を閉じます。これをもって特別委員会を閉会します。

（午後 2時52分）